

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年10月10日提出
【計算期間】	第37特定期間(自 2025年1月11日至 2025年7月10日)
【ファンド名】	ルーマス・グローバル債券ファンド（毎月決算型）
【発行者名】	アセットマネジメントOne株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 杉原 規之
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【事務連絡者氏名】	積木 利浩
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【電話番号】	03-6774-5100
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

主としてルーミス・グローバル債券マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じ、日本を除く世界各国の公社債に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中・長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

<ファンドの特色>

- 1 日本を除く世界各国の公社債に幅広く分散投資を行います。
- 2 先進国の投資適格債60%、先進国の高利回り債20%、新興国の公社債20%を基本配分比率として、投資環境に応じた機動的な資産配分を行います。
- 3 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 4 ルーミス・セイレス・アンド・カンパニー・エル・ピー（以下「ルーミス・セイレス社」と称する場合があります。）がグローバルな調査力を駆使してマザーファンドの運用を行います。
- 5 毎月10日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、利息収入相当分を中心に、毎月安定した収益分配を目指します。

原則として、安定した収益分配を行うことを目指しておりますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意ください。

5,000億円を上限に信託金を追加することができます。なお、信託金の上限額については、受託会社と合意のうえ変更することができます。

一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。

< 商品分類 >

・ 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産
		()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

・ 商品分類定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債券	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

< 属性区分 >

・ 属性区分表

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式			
一般	年1回		ファミリーファンド
大型株			
中小型株	年2回	グローバル (日本を除く)	ファンド・オブ・ ファンズ
債券			
一般	年4回	日本	
公債		北米	
社債	年6回	欧州	為替ヘッジ ³
その他債券	(隔月)	アジア	
クレジット属性 ()	年12回	オセアニア	
不動産投信	(毎月)	中南米	あり
その他資産		アフリカ	()
(投資信託証券) ¹	日々	中近東 (中東)	
資産複合 ()	その他	エマージング ²	なし
資産配分固定型	()		
資産配分変更型			

1 当ファンドが投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「債券・一般」です。

2 当ファンドは、組入資産による主たる投資収益が、日本を除く世界の資産を源泉とし、一部エマージング地域の資産にも投資します。また、目論見書または投資信託約款において、エマージング地域への投資割合を明示しています。

3 「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

・属性区分定義

その他資産 (投資信託証券)	目論見書又は投資信託約款において、主として「株式」、 「債券」及び「不動産投信」以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載はその該当資産を表す。
債券・一般	目論見書又は投資信託約款において、主として債券に投資する旨の記載があるもので、公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。 当ファンドは、主としてマザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、債券に投資を行います。
年12回（毎月）	目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル（日本を除く）	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が、日本を除く世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
エマージング	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

（注１）商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。

（注２）当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でご覧いただけます。

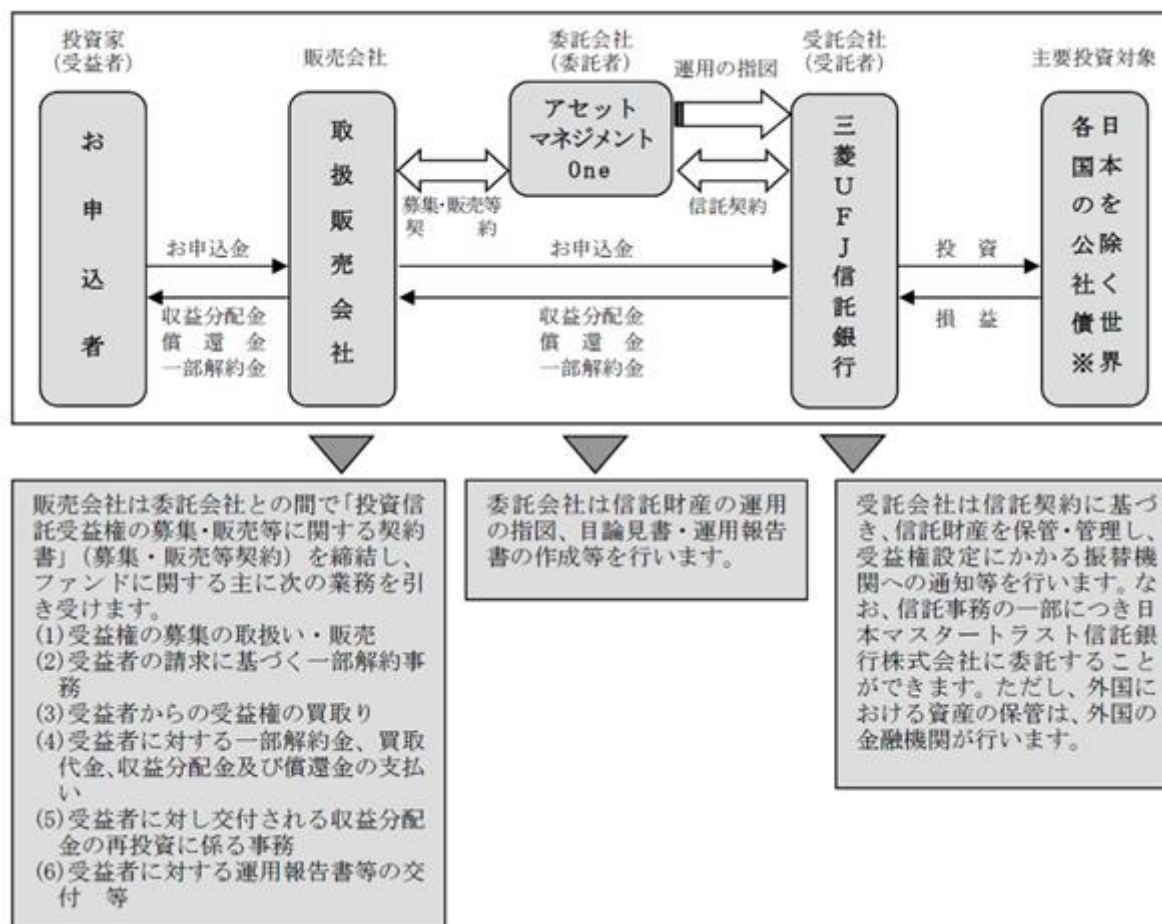
（注３）当ファンドはマザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、債券を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産の分類・区分は異なります。

（２）【ファンドの沿革】

2007年１月31日	信託契約締結、ファンドの設定・運用開始
2016年10月１日	ファンドの委託会社としての業務をみずほ投信投資顧問株式会社からアセットマネジメントOne株式会社に承継

（３）【ファンドの仕組み】

当ファンドの運営の仕組み



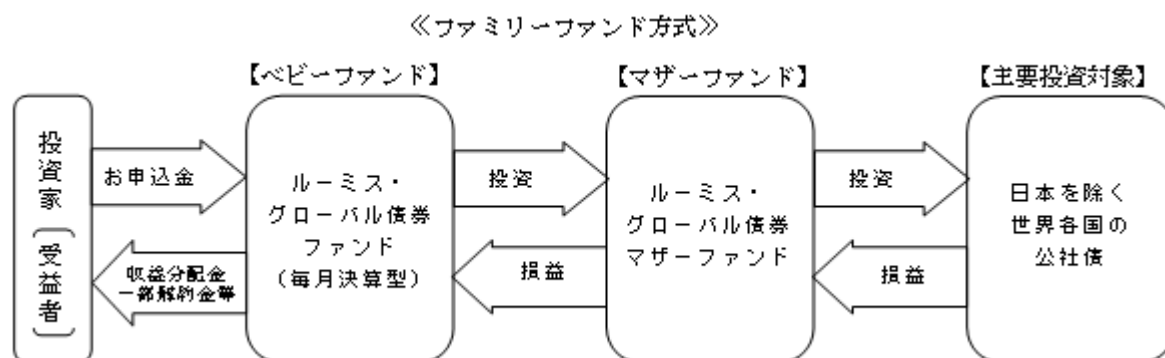
主要投資対象である日本を除く世界各国の公社債には、主として、ルーマス・グローバル債券マザーファンドを通じて投資を行います。

委託会社は、マザーファンドについて、ルーマス・セイレス社に円の余資運用以外の運用の指図に関する権限を委託します。

ルーマス・セイレス社（投資顧問会社）は、委託会社との間の「証券投資信託の信託財産運用権限委託に関する契約〔ルーマス・グローバル債券マザーファンド〕」（以下「外部委託契約」といいます。）に基づき、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに関し、委託会社より運用の指図に関する権限の一部（円の余資運用以外の運用の指図に関する権限）の委託を受けて、投資判断および発注等を行います。

ファミリーファンド方式の仕組み

当ファンドは「ルーミス・グローバル債券マザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用を行います。



ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資することにより、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

マザーファンドのほかに、公社債等に直接投資する場合があります。

委託会社の概況

名称：アセットマネジメントOne株式会社

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

資本金の額

20億円（2025年7月31日現在）

委託会社の沿革

1985年7月1日	会社設立
1998年3月31日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1998年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
1999年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。
2008年1月1日	「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「D I A Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更
2016年10月1日	D I A Mアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更

大株主の状況

（2025年7月31日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000株 ¹	70.0% ²
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	30.0% ²

1：A種種類株式（15,510株）を含みます。

2：普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の中・長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

運用方法

1．主要投資対象

ルーミス・グローバル債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

2．投資態度

a．主として日本を除く世界各国の公社債を主要投資対象とするルーミス・グローバル債券マザーファンド受益証券に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中・長期的な成長を図ることを目指します。

b．運用にあたっては、主としてマザーファンド受益証券への投資を通じて、以下の方針に基づき行います。

・日本を除く世界の先進国の投資適格債、先進国の高利回り債および新興国の公社債など世界の公社債に幅広く投資を行い、高い利息収入の確保と値上がり益の獲得を目指します。

先進国とは、OECD加盟国および国際機関等をいい、それ以外の国を新興国とします。また、発行体の国籍が新興国の場合または新興国通貨建ての場合を新興国の公社債とします。なお、公社債の発行体を勘案し、委託会社またはルーミス・セイレス社が同等と認めるものを先進国に含む場合があります。（以下同じ。）

投資適格債とは、格付けがBBB格相当（S&Pグローバル・レーティングによるBBB-格もしくはムーディーズ・インベスターズ・サービスによるBaa3格）以上のものをいい、高利回り債とは、格付けがBB格相当（S&Pグローバル・レーティングによるBB+格もしくはムーディーズ・インベスターズ・サービスによるBa1格）以下のものをいいます。（同一銘柄でS&Pグローバル・レーティングとムーディーズ・インベスターズ・サービスにおける格付けが異なる場合は、高い方の格付けを採用します。また、格付けのない公社債について、委託会社またはルーミス・セイレス社が独自に信用度（格付け）を判断する場合があります。（以下同じ。））

[OECDとは？]

OECD（経済協力開発機構：Organisation for Economic Co-operation and Development）とは、先進国クラブとも言われ、世界経済全般について協議する機関です。

．先進国の投資適格債、先進国の高利回り債および新興国の公社債への投資配分については、先進国の投資適格債60%、先進国の高利回り債20%、新興国の公社債20%を基本配分比率とし、各国の金利・為替動向等を勘案し、先進国の高利回り債および新興国の公社債への投資配分比率は原則としてそれぞれ30%を上限（ただし、その合計は原則として50%を超えない範囲内とします。）に機動的に調整します。また、ファンド全体の加重平均格付けをBBB格相当（S&Pグローバル・レーティングによるBBB - 格もしくはムーディーズ・インベスターズ・サービスによるBaa3格）以上とすることを基本とします。

加重平均格付けとは、各組入公社債等の格付けを、それぞれの公社債等の組入比率に応じて加重平均して算出した格付けであり、ファンドにかかる信用格付けではありません。

．ポートフォリオの構築にあたっては、各国のファンダメンタル分析（金利および為替予測を含みます。）および個別銘柄分析に基づき、通貨分散および銘柄分散に留意したうえで、組入れ銘柄の選定を行います。

．同一発行体の発行する公社債への投資割合については、先進国における投資適格債は、政府およびその代理機関、国際機関等が発行・保証する公社債を除き、信託財産の純資産総額の10%、先進国の高利回り債および新興国の公社債については、信託財産の純資産総額の5%を各々上限とします。

．公社債の組入比率は、高位を保つことを基本とします。

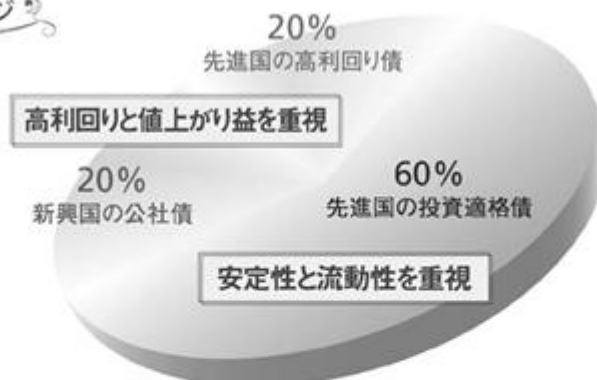
．マザーファンドにおける運用指図に関する権限の一部（円の余資運用以外の運用の指図に関する権限）を、ルーマス・セイレス社に委託します。

c．マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。

d．実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

e．市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

資産配分のイメージ



ポイント

- ▶ 上記比率を基本配分比率としますが、各国の金利、為替動向等を勘案し、先進国の高利回り債および新興国の公社債への投資配分比率を原則としてそれぞれ30%を上限（ただし、その合計は原則として50%を超えない範囲内とします。）に機動的に調整します。
- ▶ 機動的な資産配分により、資産全体の安定性と流動性を重視するとともに、高水準の利息収入の確保と多様な投資機会の追求を目指します。

ファンドの投資プロセス

1. 公社債への投資プロセス

当ファンドは、主としてルーミス・グローバル債券マザーファンド受益証券への投資を通じ、以下のプロセスにより公社債等への運用を行います。なお、マザーファンドにおいては、委託会社より運用の指図に関する権限の一部（円の余資運用以外の運用の指図に関する権限）の委託を受けたルーミス・セイレス社が、以下のプロセスを経て公社債への投資を行います。



- a．マクロ経済動向に関する分析を行い、債券市場の収益見通しに対する方向性を捉えます。
さらに、債券市場の収益見通しのシナリオ分析が行われ、トップダウンによる投資戦略を検討します。
- b．投資適格債、高利回り債などの各種債券のセクターに関する評価・分析を行います。ここでは、収益およびリスクに関する見通しだけでなく、具体的な個別銘柄の推奨とともに、デュレーション、通貨に対する目標などを示し、運用戦略の基本方針を策定し、投資アイデア（銘柄選択、運用戦略）を創出します。
- c．投資アイデアについて、ファンドの運用目標、債券市場全体の投資環境等と照らしたうえで、ファンドの運用方針を決定し、ポートフォリオを構築します。
- d．なお、ポートフォリオの構築にあたっては、各国のファンダメンタル分析（金利および為替予測を含みます。）および個別銘柄分析に基づき、通貨分散および銘柄分散に留意したうえで、組入銘柄の選定を行います。

（銘柄選択の方針）

ルミス・セイレス社は独自に格付けを行うとともに、格付け会社の格付け変更を予測します。これによって、将来格付けの引き上げが期待できる銘柄や発行体の業界環境、個別銘柄間の利回り格差から割安と判断される銘柄等への投資を行います。
上記のプロセスは、今後変更される場合があります。

- 2．円の余資運用にあたっては、委託会社が、適宜、わが国の短期金融商品への投資を行い、効率的な資産運用に努めます。

（２）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - a．有価証券
 - b．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条、第24条および第25条に定めるものに限りません。）
 - c．金銭債権
 - d．約束手形（a．に掲げるものに該当するものを除きます。）
- 2．次に掲げる特定資産以外の資産
 - a．為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主としてアセットマネジメントOne株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結されたルミス・グローバル債券マザーファンドの受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．国債証券

2. 地方債証券
 3. 特別の法律により法人が発行する債券
 4. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）
 5. 資産の流動化に関する法律に規定される特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 6. 転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)
の行使により取得した株券
 7. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.～7.の証券または証書の性質を有するもの
 9. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 10. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 11. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 12. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
 14. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 16. 外国の者に対する権利で15.の有価証券の性質を有するもの
- なお、1.から5.までの証券および8.の証券または証書のうち1.から5.までの証券の性質を有するものならびに10.の証券のうち投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、6.の証券および8.の証券または証書のうち6.の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、9.の証券および10.の証券（投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

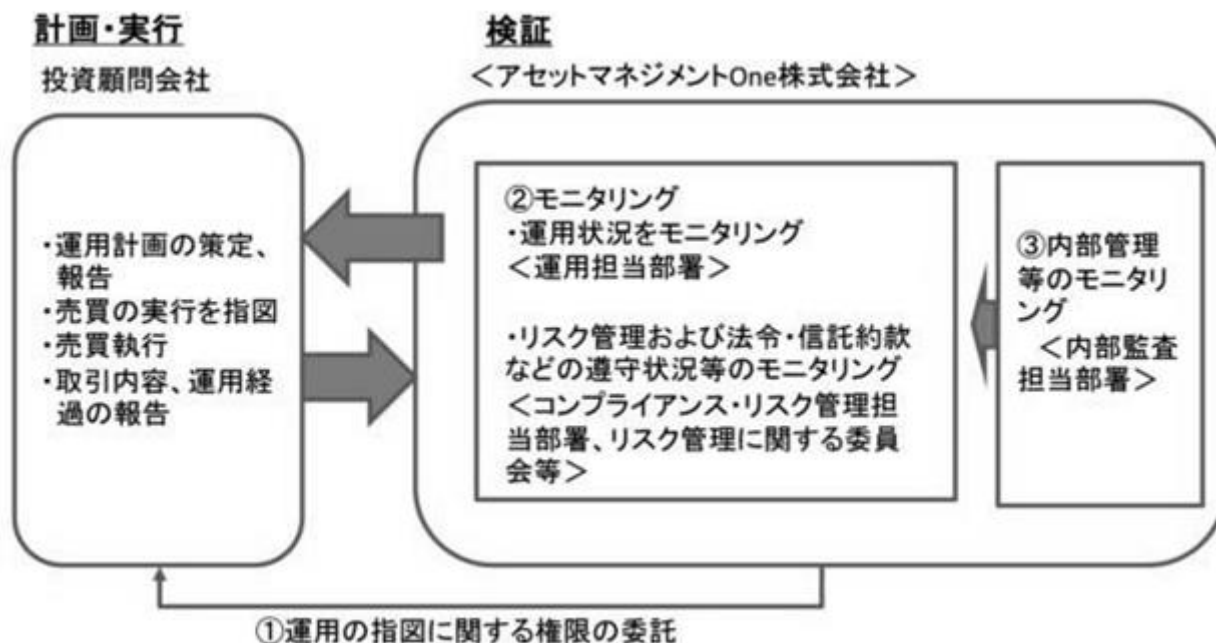
委託会社は、信託金を、 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。また、 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を以下に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形
- 5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6．外国の者に対する権利で5．の権利の性質を有するもの

（３）【運用体制】

a．ファンドの運用体制



運用の指図に関する権限の委託

当ファンドが主要投資対象とするルーミス・グローバル債券マザーファンドは、ルーミス・セイレス社に運用の指図に関する権限の一部（円の余資運用以外の運用の指図に関する権限）を委託します。

ルーミス・セイレス社は外部委託契約に基づいて運用計画を策定・報告し、運用指図および売買執行・管理を行います。

モニタリング

委託会社では、各運用担当者が運用の委託先である投資顧問会社の運用状況をモニタリングし、必要に応じて対応を指示します。

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署（60～80人程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署（5～15人程度）が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

b．ファンドの関係法人に関する管理

ファンドの関係法人である受託会社・投資顧問会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

また投資顧問会社に対しては、運用の外部委託管理に関する社内規程を設け、経営陣・運用担当者との面談を含めた、委託継続にかかる点検（デューデリジェンス）を定期的に行います。

c. 運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

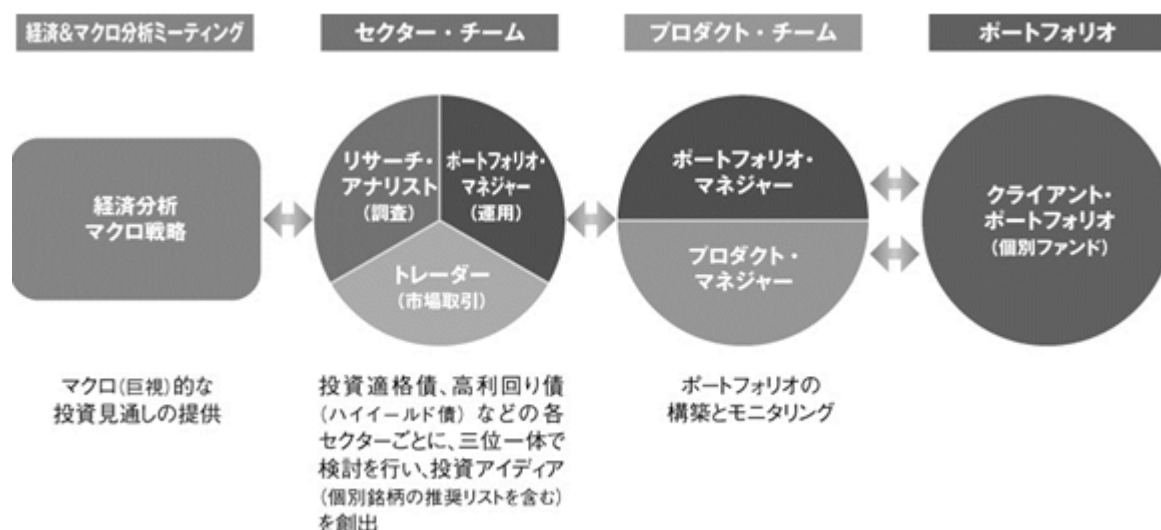
運用体制は2025年7月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

上記体制は、マザーファンドを通じた実質的な運用体制を記載しております。

〔ルミス・セイレス社の運用体制〕

当ファンドが主要投資対象とするルミス・グローバル債券マザーファンドにおいて、委託会社から運用の指図に関する権限の一部（円の余資運用以外の運用の指図に関する権限）の委託を受け、ルミス・セイレス社が以下の体制において信託財産の運用の指図について意思決定を行います。

<ルミス・セイレス社における債券の運用体制>



ルミス・セイレス社の内部管理およびファンドに係る意思決定については、ルミス・セイレス社の内部監査委員会（2025年6月末現在10名）が中心となって、業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施しています。

なお、上記の組織の体制および会議の名称等については、変更になることがあります。

(参考)ルーマス・セイレス社の概要

ルーマス・セイレス社は、1926年にアナリストにより設立された米国で最も歴史ある資産運用会社の一社で、ボストンを拠点に、年金を含む大手機関投資家、投資信託、富裕層の個人投資家を対象として資産運用サービスを提供しており、公社債による運用を中心に、約4,131億米ドルの総運用資産を有します。（2025年6月末現在）

ルーマス・セイレス社においては、株式、オルタナティブなどを含め広範な運用資産を有していますが、債券運用はそのうち中核を占めています。同社の債券運用プロセスを端的に表現すれば、債券調査を中核とする個別銘柄選定に基づくポートフォリオ構築です。公社債の格付けの分野においては、ムーディーズ・インベスターズ・サービスに次いで全米で2番目に古い独自の格付けシステムを有し、当該システムによる格付け変更予測等に基づいた銘柄選択に定評があります。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

第3期以降の毎計算期末(原則として毎月10日。ただし、休業日の場合は翌日以降の最初の営業日)に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益（繰越分およびマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額）等の全額とします。
2. 分配金額は、上記の分配対象収益範囲のうち、原則として利息収入相当分を中心とし、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。
3. なお、売買益（評価益を含みます。）等については、原則として毎年5月および11月の決算時に分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合ならびに委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案したうえで、分配を見送る場合があります。
4. 収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金の支払い

1. 収益分配金は、原則として毎計算期間終了日から起算して5営業日までに販売会社において支払いが開始されます。
2. 収益分配金の再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資することにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に対し、お支払いします。

収益分配金に関する留意事項

◆投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ



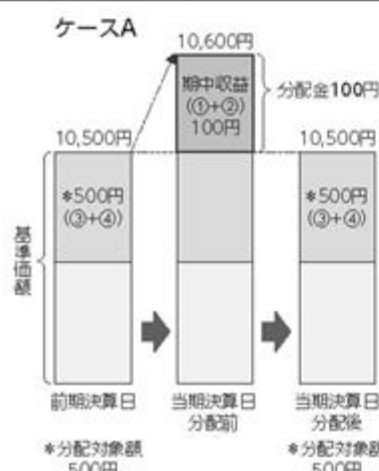
◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金額と基準価額の関係（イメージ）

分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

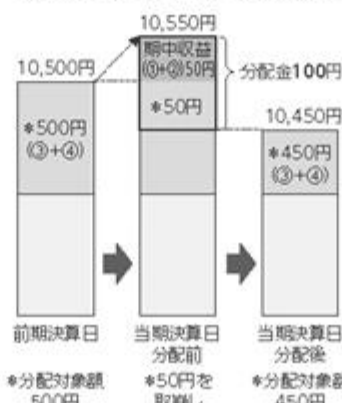
①配当等収益（経費控除後）、②有価証券売買益・評価益（経費控除後）、③分配準備積立金、④収益調整金

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合

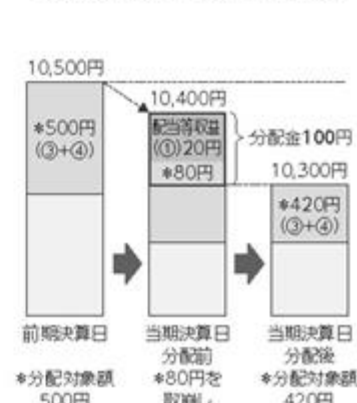


計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

ケースB
＜前期決算日から基準価額が上昇した場合＞



ケースC
＜前期決算日から基準価額が下落した場合＞



上記のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

ケースA：分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円＝100円

ケースB：分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円＝50円

ケースC：分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円＝▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

※ 上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご注意ください。

◆投資者（受益者）のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は、非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本（投資者（受益者）のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者（受益者）の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（５）【投資制限】**a．約款で定める投資制限**

株式(約款 運用の基本方針 運用方法(3)投資制限、約款第17条、第20条および第21条)

- 1．委託会社は、株式への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。なお、株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得したものおよび株主割当または社債権者割当により取得するものに限り行えるものとします。

「実質投資割合」とは、投資対象である当該資産につき、当ファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産のうち当ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の当ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。（以下同じ。）

- 2．委託会社は、同一銘柄の株式への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- 3．委託会社が投資することを指図する株式は、証券取引所（「証券取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場（以下「取引所」といいます。）のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式についてはこの限りではありません。

投資信託証券(約款第17条)

委託会社は、投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

転換社債等(約款第22条)

委託会社は、同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

外貨建資産(約款 運用の基本方針 運用方法(3)投資制限および約款第29条)

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。ただし、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約(約款第30条)

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

信用リスク集中回避のための投資制限（約款第22条の1の2）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10（ただし、新興国の公社債および先進国の高利回り債については、信託財産の純資産総額の100分の5）、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

デリバティブ取引等(約款第22条の2)

委託会社は、デリバティブ取引等（デリバティブ取引とは、金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10号に規定するものをいいます。）を含みます。以下「デリバティブ取引等」といいます（ただし、この信託において取引可能なものに限り、以下同じ。）。）について、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

有価証券先物取引等(約款第23条)

1. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）
 - a. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
 - b. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(信託財産の組入ヘッジ対象有価証券とマザーファンドの組入ヘッジ対象有価証券のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入ヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金とマザーファンドが限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金の割合を乗じて得た

額をいいます。)とを加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等、ならびに(2)投資対象 1. から 4. に掲げる金融商品で運用している額(以下「金融商品運用額」といいます。)とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。

- c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、1. 2. 3. で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
2. 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引および通貨にかかるオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- a. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジの対象とする外貨建資産(外貨建有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
- b. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券とマザーファンドの信託財産に属する外貨建有価証券のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)を加えた額の買付代金等実需の範囲内とします。
- c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ1. 2. 3. で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
3. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- a. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額がヘッジの対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに(2)投資対象 1. から 4. に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
- b. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに(2)投資対象 1. から 4. に掲げる金融商品で運用している額(以下「金融商品運用額等」といいます。)

とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額等のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額等の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。))を加えた額を差引いた額をいいます。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

- c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ1. 2. 3. で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引(約款第24条)

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
4. 前記3.においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
5. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
6. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または担保の受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引(約款第25条)

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下同じ。)が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。以下同じ。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
4. 前記3.においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
5. 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下同じ。)が、信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。以下同じ。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
6. 前記5.においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の

純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- 7．金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 8．委託会社は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または担保の受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付(約款第26条)

- 1．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を以下の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - a．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - b．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2．前記1．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3．委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

公社債の空売り(約款第27条)

- 1．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けことの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡し、または買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 2．前記1．の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3．信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れ(約款第28条)

- 1．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- 2．前記1．の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3．信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- 4．前記1．の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

資金の借入れ(約款第37条)

- 1．委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を上回らない範囲内とします。
- 3．収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4．借入金の利息は信託財産中より支弁します。

b．法令で定める投資制限

- 同一の法人の発行する株式の取得割合（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

<参考> ルーミス・グローバル債券マザーファンドの投資方針および主な投資制限

(1) 基本方針

この投資信託は、主として日本を除く世界各国の公社債に投資し、安定した収益の確保と信託財産の中・長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

(2) 運用方法

主要投資対象

日本を除く世界各国の公社債を主要投資対象とします。

投資態度

1. 日本を除く世界の先進国の投資適格債、先進国の高利回り債および新興国の公社債など世界の公社債に幅広く投資を行い、高い利息収入の確保と値上がり益の獲得を目指します。
2. 先進国の投資適格債、先進国の高利回り債および新興国の公社債への投資配分については、先進国の投資適格債60%、先進国の高利回り債20%、新興国の公社債20%を基本配分比率とし、各国の金利・為替動向等を勘案し、先進国の高利回り債および新興国の公社債への投資配分比率は原則としてそれぞれ30%を上限（ただし、その合計は原則として50%を超えない範囲内とします。）に機動的に調整します。また、ファンド全体の加重平均格付けをBBB格相当（S&Pグローバル・レーティングによるBBB-格もしくはムーディーズ・インベスターズ・サービスによるBaa3格）以上とすることを基本とします。
3. ポートフォリオの構築にあたっては、各国のファンダメンタル分析（金利および為替予測を含みます。）および個別銘柄分析に基づき、通貨分散および銘柄分散に留意したうえで、組入れ銘柄の選定を行います。
4. 同一発行体の発行する公社債への投資割合については、先進国における投資適格債は、政府およびその代理機関、国際機関等が発行・保証する公社債を除き、信託財産の純資産総額の10%、新興国の公社債および先進国の高利回り債については、信託財産の純資産総額の5%を各々上限とします。
5. 公社債の組入比率は、高位を保つことを基本とします。
6. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
7. 市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
8. 運用指図に関する権限の一部（円の余資運用以外の運用の指図に関する権限）を、ルーミス・セイレス社に委託します。

主な投資制限

1. 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得したものおよび株主割当または社債権者割当により取得するものに限り行えるものとし、その投資割合は信託財産の純資産総額の10%以下とします。
2. 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
3. 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
4. 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
5. 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
6. 有価証券先物取引等は、約款第24条の範囲で行います。
7. スワップ取引は、約款第25条の範囲で行います。

- 8．金利先渡し取引および為替先渡し取引は、約款第26条の範囲で行います。
- 9．一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%（ただし、新興国の公社債および先進国の高利回り債については、信託財産の純資産総額の5%）、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

(1) 当ファンドにおける主として想定されるリスクと収益性に与える影響度合い

- ・当ファンドは、主としてルーミス・グローバル債券マザーファンド受益証券への投資を通じて値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元本や一定の投資成果が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。
- ・運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。
- ・投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- ・投資信託は預貯金とは異なります。
- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドにおいて主として想定されるリスクは以下の通りですが、基準価額の変動要因はこれらに限定されるものではありません。

なお、以下のリスクは主にマザーファンドを通じて当ファンドが行う有価証券等への投資により発生します。

金利変動リスク

金利の上昇（公社債の価格の下落）は、基準価額の下落要因となります。

金利変動リスクとは、金利変動により公社債の価格が下落するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。金利上昇は、当ファンドが投資する公社債の価格に影響を及ぼし、当ファンドの基準価額を下落させる要因となります。なお、当ファンドが投資対象とする公社債のうち、信用度の低い低格付けの公社債の価格は、一般的に金利変動より発行体の財務内容や信用状況の影響をより大きく受ける傾向があります。したがって、景気回復局面では、金利上昇による影響を吸収し、公社債の価格が上昇することもあり、逆に、景気後退局面では、金利が低下しているにもかかわらず、発行体の信用状況の悪化等により、公社債の価格が下落し、当ファンドの基準価額が下がることもあります。

為替変動リスク

為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。

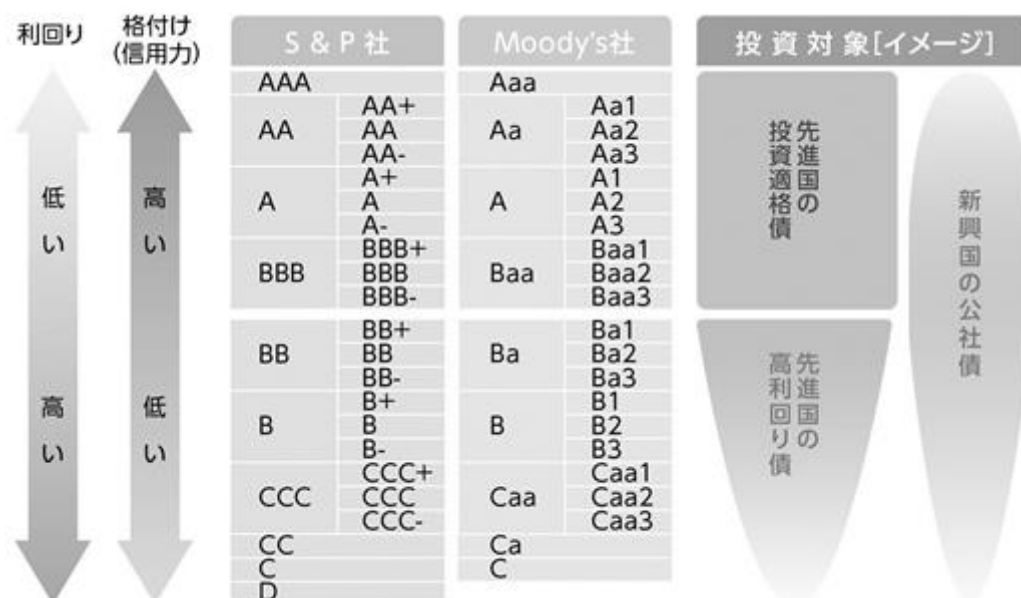
為替変動リスクとは、為替変動により外貨建資産の円換算価格が下落するリスクをいいます。当ファンドでは、原則として為替ヘッジを行わないため、投資対象通貨と円との外国為替相場が円高となった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。このため、基準価額は為替変動の影響を直接受けることとなりますが、為替予測も勘案のうえ世界各国の多様な通貨建て公社債に分散投資を行うことにより、ファンド全体としての為替変動リスクの低減を図ります。

信用リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

信用リスクとは、公社債等の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金を予め決められた条件で支払うことができなくなる(債務不履行)リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合、またはその可能性が高まった場合には、当該発行体が発行する公社債および短期金融商品(コマーシャル・ペーパー等)の価格は下落します。当ファンドが投資対象とする公社債のうち、信用度の低い低格付けの公社債は信用度が高い高格付けの公社債と比較して、相対的に高い利回りを享受することが期待できる一方で、発行体の財務内容等の変化(格付けの引き下げ・引き上げ)により、公社債の価格が大きく変動する傾向があり、かつ発行体が債務不履行に陥る可能性も高いと考えられます。このように、投資する公社債等の発行体がこうした状況に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

(参考) 公社債の格付けと当ファンドの投資対象のイメージ



(格付けとは?)

公社債の元本、利息の支払いの確実性の度合いを示すもので、格付け会社(S&Pグローバル・レーティング(S&P社)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス(Moody's社)など)によって格付けが行われています。S & P 社の場合、「A A」から「C C C」までの格付けに

「+」、「-」という記号を付加し、各カテゴリー内での相対的な強さを表わしており、「+」と「-」の中間に位置し、記号の付加のないものを「フラット」と称します。

一般的に信用度が低い低格付けの公社債は、信用度が高い高格付けの公社債と比較して信用度が低く、債務不履行等に陥る可能性（リスク）が高いため、その見返りとして、信用度の高い高格付けの公社債より、相対的に高い利回りで発行・取引されています。なお、新興国の公社債については、先進国の同等の信用度を有している公社債に対して、カントリーリスクや、現地通貨建て公社債の場合には為替変動リスクが、一般に先進国の公社債よりも高いと言われています。

流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

流動性リスクとは、有価証券を売却（または購入）しようとする際に、需要（または供給）がないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却（または購入）することができなくなるリスクをいいます。一般に規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、流動性リスクへの留意が特に必要とされます。また、一般に市場を取り巻く外部環境の急変があった場合には、市場実勢価格での売買ができなくなる可能性が高まります。当ファンドが投資対象の一部とする信用度が低い低格付けの公社債は、一般的に信用度が高い高格付けの公社債と比較して、市場規模や取引量が相対的に小さいため、投資環境によっては、機動的な売買ができない可能性があります。当ファンドが保有する低格付けの公社債等において流動性が損なわれた場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

カントリーリスク

投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。

カントリーリスクとは、投資先となっている国（地域）の政治・経済・社会・国際関係等が不安定な状態、あるいは混乱した状態等に陥った場合に、当該国における資産価値や当該国通貨の価値が下落するリスクをいい、当ファンドの投資先となっている国（地域）がこうした状態に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、新興国の市場は先進国の市場と比較して、経済、情報開示制度や決済システム等のインフラが脆弱で、かつ市場規模も相対的に小さい市場が多く存在します。そのため、急激な金利や為替変動が起きた場合ならびに外国為替取引規制や資本規制などが実施された場合など市場に及ぼす影響は先進国以上に大きいことが予想され、そのような場合には、当ファンドの基準価額を大幅に下落させる要因となります。

<その他>

- ・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ・有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。

- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、当ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。
- ・当ファンドは、証券取引所における取引の停止等があるときには、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことがあります。

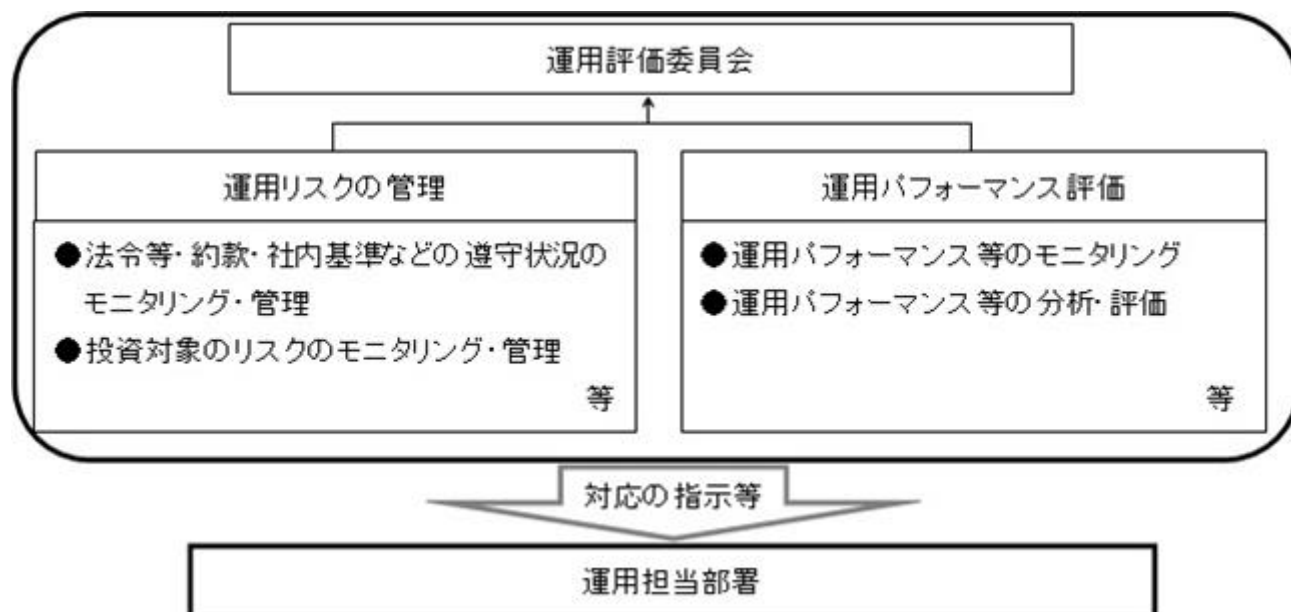
< 収益分配金に関する留意点 >

- ・投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・投資家（受益者）のファンドの取得価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド取得後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

（２） リスク管理体制

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

- ・ 運用リスクの管理：運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・ 運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
- ・ 運用評価委員会：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、運用評価委員会は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。



- ・ 流動性リスク管理：委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

リスク管理体制は2025年7月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

なお、当マザーファンドにおいて、委託会社より運用に関する権限の委託を受けたルーマス・セイレス社は、以下の体制によりリスク管理を行います。

ファンドごとにコンプライアンス・スペシャリストが配置され、専用のシステムを活用しながら、全ての取引についてのチェックを行うとともに、ファンドの特性等についてもモニタリングを実施し、問題が生じた場合は所定のレポートを行い、迅速な是正処置を促します。さらにリスク管理委員会で定期的に、諸リスクについて分析・検討が行われます。

また、定量的なリスク管理をサポートするべくクオンツ分析部署を設け、運用プロセスを補完する手法を開発し、各チームの機能をアシストしています。

上記のリスク管理体制および組織名称等については変更になることがあります。

<参考情報>

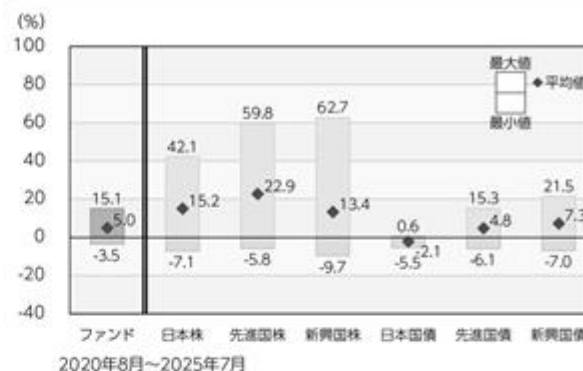
ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



＊ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

＊ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



＊上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

＊すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数 (TOPIX)」は、日本の株式市場を広く網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標準または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社 (以下「JPX」という。) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標準または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc. が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc. が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス (除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド (円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込手数料(受益権１口当たり)は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、2.75%（税抜2.5%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。なお、申込手数料には消費税等相当額が課せられます。

申込手数料については、販売会社にお問い合わせください。

「分配金再投資コース」における収益分配金は、毎計算期間末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

販売会社で支払いを受けた償還金をもって、当ファンドの受益権の取得申込みをする場合、販売会社によっては、取得申込口数のうち当該償還金額の範囲内で取得する口数についての申込手数料を上記に定める申込手数料の規定にかかわらず、販売会社が独自に定めることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、償還乗換えの際に償還金の支払いを受けたことを証する書類を提示いただくことがあります。

販売会社で支払いを受けた換金代金をもって、当ファンドの受益権の取得申込みをする場合、販売会社によっては、申込手数料を上記に定める申込手数料の規定にかかわらず、販売会社が独自に定めることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

< 申込手数料を対価とする役務の内容 >

商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価

（２）【換金（解約）手数料】

ありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.65%（税抜 1.5%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分(税抜)は当ファンドの純資産総額の残高に応じて次の通りとします。

当ファンドの純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社
100億円以下の部分	0.85%	0.60%	0.05%
100億円超500億円以下の部分	0.80%	0.65%	0.05%
500億円超1,000億円以下の部分	0.75%	0.70%	0.05%
1,000億円超1,500億円以下の部分	0.70%	0.75%	0.05%
1,500億円超2,000億円以下の部分	0.65%	0.80%	0.05%
2,000億円超2,500億円以下の部分	0.60%	0.85%	0.05%
2,500億円超の部分	0.55%	0.90%	0.05%

ルーマス・セイレス社が受け取る当ファンドにかかるマザーファンドの投資顧問報酬の額は、円の余資以外の運用の対価等として、当ファンドの毎日の純資産総額の残高に応じ、当該純資産総額に当ファンドにおけるマザーファンドの毎日の組入比率を乗じて得た額に下記の報酬率を乗じて得た額の合計額とし、当ファンドの委託会社が受け取る報酬から支払期日毎に支弁するものとします。

当ファンドの純資産総額	報酬率（年率）
100億円以下の部分	0.500%
100億円超500億円以下の部分	0.450%
500億円超1,000億円以下の部分	0.425%
1,000億円超1,500億円以下の部分	0.375%
1,500億円超2,000億円以下の部分	0.350%
2,000億円超2,500億円以下の部分	0.325%
2,500億円超の部分	0.300%

信託報酬は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。なお、信託報酬にかかる消費税等相当額は、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

< 信託報酬等を対価とする役務の内容 >

委託会社	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

（４）【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、特定資産の価格等の調査に要する費用および当該費用にかかる消費税等相当額、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等相当額、外国における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息および資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、当該費用にかかる消費税等相当額とともに毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

当ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用およびこれら手数料ならびに費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁するものとします。

上記、 の手数料等（借入金の利息および財務諸表の監査に要する費用を除きます。）については、当ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいて発生する場合、マザーファンドの信託財産中から支弁されます。これらはマザーファンドの基準価額に反映されるため、結果として当ファンドの受益者が間接的に負担することとなります。

（５）【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

○個人の受益者に対する課税

収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用なし）のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

解約時および償還時

解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）を利用する場合、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

損益通算について

解約（換金）時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告を行うことにより上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募株式投資信託および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）など。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額（配当所得については申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います（確定申告不要）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

当ファンドは、少額投資非課税制度（NISA）の対象ではありません。公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。

○法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。））の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は、2025年7月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

< 個別元本について >

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の< 収益分配金の課税について >を参照。）

< 収益分配金の課税について >

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

--- (参考情報) ファンドの総経費率 ---

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
1.74%	1.65%	0.09%

(表示桁数未満を四捨五入)

※対象期間:2025年1月11日～2025年7月10日

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※総経費率には、ファンドにより購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。

※なお、当ファンドについては、入手し得る情報において計算に含まれていない費用はありません。

※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

2025年7月31日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	1,395,254,014	99.45
内 日本	1,395,254,014	99.45
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	7,761,899	0.55
純資産総額	1,403,015,913	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

（参考）

ルーミス・グローバル債券マザーファンド

2025年7月31日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	853,735,441	61.19
内 アメリカ	350,014,577	25.09
内 ドイツ	108,581,852	7.78
内 フランス	56,286,654	4.03
内 イギリス	39,405,222	2.82
内 マレーシア	38,919,811	2.79
内 韓国	37,990,833	2.72
内 スペイン	37,656,912	2.70
内 シンガポール	30,257,332	2.17
内 イタリア	26,823,544	1.92
内 チリ	26,743,050	1.92
内 ブラジル	20,758,981	1.49
内 アイルランド	13,699,012	0.98
内 スウェーデン	12,535,323	0.90
内 カナダ	11,700,805	0.84
内 南アフリカ	8,792,963	0.63
内 コロンビア	7,728,385	0.55
内 タイ	6,739,310	0.48
内 インドネシア	6,253,027	0.45
内 メキシコ	3,550,120	0.25
内 ハンガリー	2,871,781	0.21
内 ポーランド	2,752,063	0.20
内 ノルウェー	1,874,155	0.13
内 ニュージーランド	1,799,729	0.13
地方債証券	44,321,460	3.18
内 オーストラリア	25,806,353	1.85
内 カナダ	11,056,507	0.79
内 スペイン	7,458,600	0.53
特殊債券	79,945,103	5.73
内 国際機関	29,637,759	2.12
内 ドイツ	19,593,050	1.40
内 オランダ	16,412,783	1.18
内 スペイン	14,301,511	1.03
社債券	376,742,233	27.00
内 アメリカ	288,455,372	20.67

内 スイス	21,602,607	1.55
内 アイルランド	18,391,323	1.32
内 デンマーク	18,251,691	1.31
内 イギリス	9,837,058	0.71
内 イタリア	9,791,238	0.70
内 オランダ	6,650,226	0.48
内 カナダ	3,762,718	0.27
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	40,496,963	2.90
純資産総額	1,395,241,200	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

2025年7月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （％） 償還日	投資 比率 （％）
1	ルーマス・グローバル債券 マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	675,798,709	2.0352 1,375,453,112	2.0646 1,395,254,014	- -	99.45

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年7月31日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.45
合計	99.45

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

（参考）

ルーマス・グローバル債券マザーファンド

2025年7月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （％） 償還日	投資 比率 （％）
1	US T N/B 2.75 07/31/27 アメリカ	国債証 券	91,127,900	97.82 89,146,933	97.72 89,054,381	2.75 2027/7/31	6.38
2	US T N/B 4.625 02/15/35 アメリカ	国債証 券	66,478,550	102.33 68,031,444	102.11 67,886,023	4.625 2035/2/15	4.87
3	BUNDESSCHAT 1.7 06/10/27 ドイツ	国債証 券	66,592,500	99.67 66,378,072	99.57 66,309,481	1.7 2027/6/10	4.75
4	US T N/B 3.75 06/30/30 アメリカ	国債証 券	52,286,500	99.20 51,869,840	99.03 51,780,994	3.75 2030/6/30	3.71
5	FRANCE OAT 3.2 05/25/35 フランス	国債証 券	45,248,750	98.78 44,697,878	98.76 44,689,314	3.2 2035/5/25	3.20

6	US T N/B 1.75 08/15/41 アメリカ	国債証券	64,984,650	65.77 42,746,444	65.76 42,738,826	1.75 2041/8/15	3.06
7	US T N/B 1.375 12/31/28 アメリカ	国債証券	44,070,050	92.05 40,567,685	92.00 40,547,887	1.375 2028/12/31	2.91
8	SPAIN 3.15 04/30/35 スペイン	国債証券	33,296,250	99.37 33,087,231	99.38 33,092,103	3.15 2035/4/30	2.37
9	SINGAPORE 3.5 03/01/27 シンガポール	国債証券	29,406,600	102.86 30,249,981	102.89 30,257,332	3.5 2027/3/1	2.17
10	ITALY BTPS 3.65 08/01/35 イタリア	国債証券	26,466,250	101.97 26,989,964	101.34 26,823,544	3.65 2035/8/1	1.92
11	REPUBLIC OF CHILE 2.45 01/31/31 チリ	国債証券	29,878,000	89.05 26,606,741	89.50 26,743,050	2.45 2031/1/31	1.92
12	MALAYSIA 3.892 03/15/27 マレーシア	国債証券	22,114,827	101.48 22,444,110	101.48 22,443,488	3.892 2027/3/15	1.61
13	CREDIT SUISSE GROUP AG 01/14/28 スイス	社債券	22,197,500	97.24 21,587,068	97.32 21,602,607	0.65 2028/1/14	1.55
14	UK TREASURY 4.375 03/07/30 イギリス	国債証券	20,782,650	101.42 21,079,010	101.42 21,078,268	4.375 2030/3/7	1.51
15	BRAZIL NTN 01/01/31 ブラジル	国債証券	24,014,233	86.83 20,853,475	86.44 20,758,981	10 2031/1/1	1.49
16	KOREA TREASURY BOND 1.375 12/10/29 韓国	国債証券	21,755,400	94.75 20,614,440	94.96 20,660,634	1.375 2029/12/10	1.48
17	KFW 0.25 09/15/25 ドイツ	特殊債券	19,636,250	99.66 19,571,450	99.77 19,593,050	0.25 2025/9/15	1.40
18	DEUTSCHLAND 0.0 08/15/52 ドイツ	国債証券	42,687,500	43.82 18,709,931	43.29 18,483,687	- 2052/8/15	1.32
19	AIB GROUP PLC 02/16/29 アイルランド	社債券	17,075,000	107.98 18,437,716	107.70 18,391,323	5.75 2029/2/16	1.32
20	DANSKE BANK A/S 06/21/30 デンマーク	社債券	17,075,000	107.05 18,280,424	106.89 18,251,691	4.75 2030/6/21	1.31
21	GOLDMAN SACHS GROUP INC 1.0 11/24/25 アメリカ	社債券	17,443,900	100.29 17,496,127	100.26 17,490,306	1 2025/11/24	1.25
22	KOREA TREASURY BOND 4.125 12/10/33 韓国	国債証券	15,840,516	109.31 17,315,375	109.40 17,330,199	4.125 2033/12/10	1.24
23	MALAYSIA 3.906 07/15/26 マレーシア	国債証券	16,322,848	100.98 16,483,414	100.94 16,476,323	3.906 2026/7/15	1.18
24	COOPERATIEVE RABOBANK UA 0.0 06/21/27 オランダ	特殊債券	17,075,000	96.14 16,416,541	96.12 16,412,783	- 2027/6/21	1.18
25	IBRD 1.2 07/22/26 国際機関	特殊債券	16,198,500	98.51 15,958,688	98.49 15,954,913	1.2 2026/7/22	1.14
26	BANCO SANTANDER SA 0.1 02/27/32 スペイン	特殊債券	17,075,000	83.65 14,284,116	83.75 14,301,511	0.1 2032/2/27	1.03

27	EUROPEAN UNION 1.0 07/06/32 国際機関	特殊債 券	15,367,500	88.99 13,676,625	89.03 13,682,846	1 2032/7/6	0.98
28	DEUTSCHLAND 2.3 02/15/33 ドイツ	国債証 券	13,660,000	98.95 13,517,253	98.65 13,476,682	2.3 2033/2/15	0.97
29	UK TREASURY 4.375 07/31/54 イギリス	国債証 券	15,834,400	84.88 13,441,157	84.96 13,454,390	4.375 2054/7/31	0.96
30	NEW S WALES TREASURY CRP 3.0 02/20/30 オーストラリア	地方債 証券	13,470,800	96.08 12,943,418	96.49 12,998,379	3 2030/2/20	0.93

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年7月31日現在

種類	投資比率（％）
国債証券	61.19
地方債証券	3.18
特殊債券	5.73
社債券	27.00
合計	97.10

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

（参考）

ルーマス・グローバル債券マザーファンド

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考）

ルーマス・グローバル債券マザーファンド

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

直近日（2025年7月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （百万円）	純資産総額 （分配付） （百万円）	1口当たりの 純資産額 （分配落）（円）	1口当たりの 純資産額 （分配付）（円）
第18特定期間末 (2016年 1月12日)	3,928	3,951	0.5996	0.6031
第19特定期間末 (2016年 7月11日)	2,922	2,928	0.5449	0.5459

第20特定期間末 (2017年 1月10日)	3,058	3,064	0.5993	0.6003
第21特定期間末 (2017年 7月10日)	2,898	2,903	0.6118	0.6128
第22特定期間末 (2018年 1月10日)	2,823	2,827	0.6194	0.6204
第23特定期間末 (2018年 7月10日)	2,630	2,635	0.5894	0.5904
第24特定期間末 (2019年 1月10日)	2,419	2,423	0.5640	0.5650
第25特定期間末 (2019年 7月10日)	2,434	2,439	0.5835	0.5845
第26特定期間末 (2020年1月10日)	2,384	2,388	0.5877	0.5887
第27特定期間末 (2020年7月10日)	2,275	2,279	0.5972	0.5982
第28特定期間末 (2021年1月12日)	2,233	2,237	0.6087	0.6097
第29特定期間末 (2021年7月12日)	2,203	2,206	0.6211	0.6221
第30特定期間末 (2022年1月11日)	2,110	2,112	0.6154	0.6159
第31特定期間末 (2022年7月11日)	2,082	2,084	0.6264	0.6269
第32特定期間末 (2023年1月10日)	1,941	1,943	0.6002	0.6007
第33特定期間末 (2023年7月10日)	2,024	2,026	0.6398	0.6403
第34特定期間末 (2024年1月10日)	2,093	2,095	0.6685	0.6690
第35特定期間末 (2024年7月10日)	1,513	1,514	0.7338	0.7343
第36特定期間末 (2025年1月10日)	1,425	1,426	0.7066	0.7071
第37特定期間末 (2025年7月10日)	1,385	1,386	0.7003	0.7008
2024年7月末日	1,439	-	0.7009	-
8月末日	1,403	-	0.6851	-
9月末日	1,402	-	0.6862	-
10月末日	1,448	-	0.7108	-
11月末日	1,406	-	0.6953	-
12月末日	1,440	-	0.7129	-
2025年1月末日	1,402	-	0.6989	-
2月末日	1,369	-	0.6848	-
3月末日	1,375	-	0.6897	-
4月末日	1,347	-	0.6760	-
5月末日	1,352	-	0.6803	-
6月末日	1,382	-	0.6968	-

7月末日	1,403	-	0.7097	-
------	-------	---	--------	---

【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第18特定期間	0.0210
第19特定期間	0.0085
第20特定期間	0.0060
第21特定期間	0.0060
第22特定期間	0.0060
第23特定期間	0.0060
第24特定期間	0.0060
第25特定期間	0.0060
第26特定期間	0.0060
第27特定期間	0.0060
第28特定期間	0.0060
第29特定期間	0.0060
第30特定期間	0.0055
第31特定期間	0.0030
第32特定期間	0.0030
第33特定期間	0.0030
第34特定期間	0.0030
第35特定期間	0.0030
第36特定期間	0.0030
第37特定期間	0.0030

【収益率の推移】

	収益率（％）
第18特定期間	6.58
第19特定期間	7.71
第20特定期間	11.08
第21特定期間	3.09
第22特定期間	2.22
第23特定期間	3.87
第24特定期間	3.29
第25特定期間	4.52
第26特定期間	1.7
第27特定期間	2.6
第28特定期間	2.9
第29特定期間	3.0
第30特定期間	0.0
第31特定期間	2.3
第32特定期間	3.7
第33特定期間	7.1
第34特定期間	5.0
第35特定期間	10.2
第36特定期間	3.3
第37特定期間	0.5

（注1）収益率は期間騰落率です。

（注2）各特定期間中の分配金累計額を加算して算出しています。

（注3）特定期間末が2019年8月29日以前の収益率については、小数点第2位で表示しています。

（４）【設定及び解約の実績】

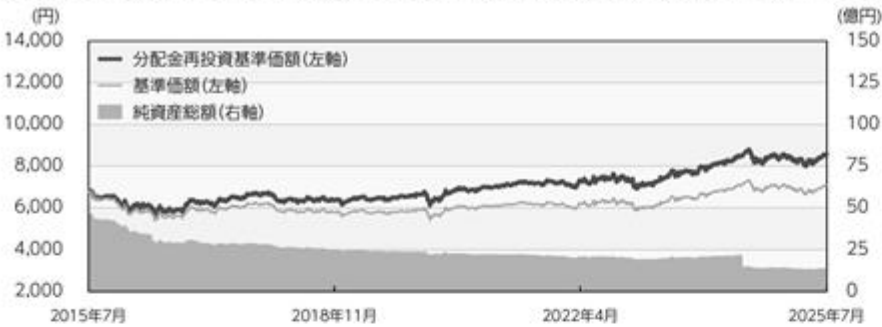
	設定口数	解約口数
第18特定期間	36,365,557	468,988,109
第19特定期間	20,674,683	1,208,986,057
第20特定期間	6,144,032	265,326,097
第21特定期間	5,400,030	371,964,415
第22特定期間	4,915,756	184,530,711
第23特定期間	5,222,817	99,765,107
第24特定期間	5,168,346	178,986,944
第25特定期間	4,787,206	121,877,875
第26特定期間	3,500,730	119,737,321
第27特定期間	3,403,589	250,161,959
第28特定期間	2,587,081	142,535,278
第29特定期間	2,532,269	125,198,698
第30特定期間	2,444,239	120,245,256
第31特定期間	1,153,285	105,996,968
第32特定期間	1,055,123	91,005,470
第33特定期間	1,073,934	71,504,793
第34特定期間	1,011,135	33,148,255
第35特定期間	941,631	1,070,172,888
第36特定期間	913,170	46,464,486
第37特定期間	905,956	40,383,037

（注）本邦外における設定及び解約はありません。

参考情報

データの基準日:2025年7月31日

基準価額・純資産の推移 《2015年7月31日～2025年7月31日》



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。
※分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。
（設定日:2007年1月31日）

分配の推移(税引前)

2025年 3月	5円
2025年 4月	5円
2025年 5月	5円
2025年 6月	5円
2025年 7月	5円
直近1年間累計	60円
設定来累計	5,340円

※分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	ルームス・グローバル債券マザーファンド	99.45

■ルームス・グローバル債券マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

資産の状況

資産の種類	比率(%)
国債証券	61.19
内 アメリカ	25.09
内 ドイツ	7.78
内 フランス	4.03
内 イギリス	2.82
内 マレーシア	2.79
内 その他	18.68
地方債証券	3.18
内 オーストラリア	1.85
内 カナダ	0.79
内 スペイン	0.53
特殊債券	5.73
内 国際機関	2.12
内 ドイツ	1.40
内 オランダ	1.18
内 スペイン	1.03
社債券	27.00
内 アメリカ	20.67
内 スイス	1.55
内 アイルランド	1.32
内 デンマーク	1.31
内 イギリス	0.71
内 その他	1.44
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	2.90
合計(純資産総額)	100.00

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	利率(%)	償還日	比率(%)
1	US T N/B 2.75 07/31/27	国債証券	アメリカ	2.75	2027/7/31	6.38
2	US T N/B 4.625 02/15/35	国債証券	アメリカ	4.625	2035/2/15	4.87
3	BUNDESSCHAT 1.7 06/10/27	国債証券	ドイツ	1.7	2027/6/10	4.75
4	US T N/B 3.75 06/30/30	国債証券	アメリカ	3.75	2030/6/30	3.71
5	FRANCE OAT 3.2 05/25/35	国債証券	フランス	3.2	2035/5/25	3.20
6	US T N/B 1.75 08/15/41	国債証券	アメリカ	1.75	2041/8/15	3.06
7	US T N/B 1.375 12/31/28	国債証券	アメリカ	1.375	2028/12/31	2.91
8	SPAIN 3.15 04/30/35	国債証券	スペイン	3.15	2035/4/30	2.37
9	SINGAPORE 3.5 03/01/27	国債証券	シンガポール	3.5	2027/3/1	2.17
10	ITALY BTPS 3.65 08/01/35	国債証券	イタリア	3.65	2035/8/1	1.92

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

データの基準日:2025年7月31日

年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2025年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 当ファンドのお申込みは、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時30分までにお買付けのお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みといたします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については翌営業日のお取扱いとなります。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。ただし、取得申込日が、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークもしくはロンドンの銀行の休業日にあたる場合には、お申込みの受付はいたしません。
- (2) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとしします。
- (3) お申込みには、収益の分配がなされた場合に分配金を受領する「分配金受取コース」と、分配金は原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資される「分配金再投資コース」の2つの申込方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (4) 申込単位は、各販売会社が定める単位とします。申込単位については、販売会社にお問い合わせください。
- (5) 取得申込者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (6) 取得申込みにかかる受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社が別に定める申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。
- (7) 販売会社において金額買付（申込単位が金額にて表示されている場合）によるお申込みをされた場合、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額はお申込代金の中から差し引かれます。
- (8) 収益分配金の再投資に関する契約に基づき、収益分配金を再投資する際は、1口単位で購入できるものとします。なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。
- (9) 証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に各販売会社が定める単位をもって解約を請求することができます。
解約単位は、販売会社にお問い合わせください。
- (2) 解約の請求を行う受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかか

る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者が行う際は、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。

- (3) 解約請求の受付けについては、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時30分までに解約のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付けにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みとします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については、翌営業日のお取扱いとなります。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。ただし、解約請求受付日が、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークもしくはロンドンの銀行の休業日にあたる場合には、解約請求の受付けはいたしません。
- (4) 解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	0120-104-694

電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時から午後5時までとさせていただきます。

（以下同じ。）

- (5) 解約代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社において受益者に支払われます。
- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。
- (7) 委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この日が前記(3)に規定する一部解約の請求を受付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受付けることが出来る日とします。）に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、前記(4)の規定に準じた価額とします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

< 主な投資対象の時価評価方法の原則 >

投資対象	評価方法
マザーファンド受益証券	計算日の基準価額

公社債等	計算日における以下のいずれかの価額 ・日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） ・金融商品取引業者、銀行などの提示する価額（売り気配相場を除きます。） ・価格情報会社の提供する価額
外貨建資産の円換算	計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値

外国で取引されているものについては、計算日の直近の日とします。

当ファンドの基準価額は、委託会社の毎営業日(土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日および1月3日以外の日とします。)に計算されます。基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	https://www.am-one.co.jp/	0120-104-694

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2007年1月31日から無期限とします。

（４）【計算期間】

原則として毎月11日から翌月10日までとします。ただし、第1計算期間は2007年1月31日から2007年3月10日までとします。

上記の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日(以下「当該日」といいます。)が休業日のとき、計算期間終了日は、当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（５）【その他】

信託契約の解約

以下の場合には信託契約を解約し信託を終了することがあります。

1. 委託会社は、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、もしくは信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下回ることとなる場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
 - a. この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社はかかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- b. 前記 a. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヵ月を下らないものとします。
- c. 前記 b. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記 1. の信託契約の解約をしません。
- d. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- e. 前記 b. から d. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記 b. の一定の期間が一ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- f. 前記 1. に定める信託契約の解約を行う場合において、前記 b. の期間内に異議を述べた受益者は、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。
2. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
3. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、「 信託約款の変更 4. 」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
4. 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 信託約款の変更
1. 委託会社は、信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更できるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記 1. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前記 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヵ月を下らないものとします。
4. 前記 3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記 1. の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、この信託約款を変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前記 2. に定める変更を行う場合において、前記 3. の期間内に異議を述べた受益者は、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。

7. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

関係法人との契約の更改および受託会社の辞任または解任に伴う取扱い

1. 委託会社と販売会社との間の募集・販売等契約は、締結日から原則1年間とし、期間終了の3ヵ月前までに別段の意思表示のない時は、同一条件にて継続されます。
2. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
3. 当ファンドが主要投資対象とする「ルーミス・グローバル債券マザーファンド」における委託会社と投資顧問会社との間の運用委託契約の契約期間は、当該マザーファンドの信託契約の期間と同一です。ただし、運用委託契約のいずれの当事者も、3ヵ月前の通知をもって当該契約を解約できます。なお、当該契約は、日本法を準拠法とします。

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am-one.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書

委託会社は、1月および7月の決算時ならびに信託終了時に期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。

- ・交付運用報告書は、販売会社を通じて交付いたします。
- ・運用報告書（全体版）は、次のアドレスに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、交付いたします。

<https://www.am-one.co.jp/>

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としす。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

なお、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は受託会社から受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としす。）に、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

(3) 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- （１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
- なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- （２）当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- （３）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（2025年1月11日から2025年7月10日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【ルミス・グローバル債券ファンド（毎月決算型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 2025年1月10日現在	当期 2025年7月10日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	26,274,239	12,552,570
親投資信託受益証券	1,404,232,697	1,375,453,112
流動資産合計	1,430,506,936	1,388,005,682
資産合計	1,430,506,936	1,388,005,682
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,008,646	988,908
未払解約金	2,036,779	-
未払受託者報酬	66,905	62,171
未払委託者報酬	1,940,369	1,803,167
その他未払費用	4,383	4,079
流動負債合計	5,057,082	2,858,325
負債合計	5,057,082	2,858,325
純資産の部		
元本等		
元本	2,017,293,943	1,977,816,862
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	591,844,089	592,669,505
（ 分配準備積立金 ）	58,244,105	65,921,752
元本等合計	1,425,449,854	1,385,147,357
純資産合計	1,425,449,854	1,385,147,357
負債純資産合計	1,430,506,936	1,388,005,682

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2024年7月11日 至 2025年1月10日	当期 自 2025年1月11日 至 2025年7月10日
営業収益		
受取利息	47,356	47,857
有価証券売買等損益	38,150,594	4,220,415
営業収益合計	38,103,238	4,268,272
営業費用		
受託者報酬	396,002	373,842
委託者報酬	11,485,329	10,842,649
その他費用	25,970	24,519
営業費用合計	11,907,301	11,241,010
営業利益又は営業損失（ ）	50,010,539	6,972,738
経常利益又は経常損失（ ）	50,010,539	6,972,738
当期純利益又は当期純損失（ ）	50,010,539	6,972,738
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	39,165	8,560
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	549,085,272	591,844,089
剰余金増加額又は欠損金減少額	13,672,758	12,416,713
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	13,672,758	12,416,713
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	272,369	283,734
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	272,369	283,734
分配金	6,109,502	5,977,097
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	591,844,089	592,669,505

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	当期
	自 2025年1月11日 至 2025年7月10日
１． 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	前期	当期
	2025年1月10日現在	2025年7月10日現在
１． 期首元本額	2,062,845,259円	2,017,293,943円
期中追加設定元本額	913,170円	905,956円
期中一部解約元本額	46,464,486円	40,383,037円
２． 受益権の総数	2,017,293,943口	1,977,816,862口
３． 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は591,844,089円であります。	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は592,669,505円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	前期	当期
	自 2024年7月11日 至 2025年1月10日	自 2025年1月11日 至 2025年7月10日
１． 分配金の計算過程	（自2024年7月11日 至2024年8月13日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,023,673円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（19,303,970円）及び分配準備積立金（49,202,758円）より分配対象収益は70,530,401円（1万口当たり343.46円）であり、うち1,026,737円（1万口当たり5円）を分配金額としております。	（自2025年1月11日 至2025年2月10日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,955,775円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（18,841,386円）及び分配準備積立金（57,786,999円）より分配対象収益は78,584,160円（1万口当たり392.60円）であり、うち1,000,805円（1万口当たり5円）を分配金額としております。
	（自2024年8月14日 至2024年9月10日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,684,854円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（19,253,130円）及び分配準備積立金（50,053,512円）より分配対象収益は70,991,496円（1万口当たり346.69円）であり、うち1,023,824円（1万口当たり5円）を分配金額としております。	（自2025年2月11日 至2025年3月10日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,724,142円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（18,824,562円）及び分配準備積立金（58,670,674円）より分配対象収益は79,219,378円（1万口当たり396.22円）であり、うち999,666円（1万口当たり5円）を分配金額としております。

（自2024年9月11日 至2024年10月10日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（3,513,971円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（19,215,437円）及び分配準備積立金（50,600,733円）より分配対象収益は73,330,141円（1万口当たり358.89円）であり、うち1,021,604円（1万口当たり5円）を分配金額としております。	（自2025年3月11日 至2025年4月10日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,908,484円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（18,787,370円）及び分配準備積立金（59,258,504円）より分配対象収益は79,954,358円（1万口当たり400.79円）であり、うち997,442円（1万口当たり5円）を分配金額としております。
（自2024年10月11日 至2024年11月11日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（3,515,822円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（19,144,913円）及び分配準備積立金（52,882,898円）より分配対象収益は75,543,633円（1万口当たり371.17円）であり、うち1,017,635円（1万口当たり5円）を分配金額としております。	（自2025年4月11日 至2025年5月12日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（3,517,506円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（18,772,377円）及び分配準備積立金（60,101,683円）より分配対象収益は82,391,566円（1万口当たり413.44円）であり、うち996,393円（1万口当たり5円）を分配金額としております。
（自2024年11月12日 至2024年12月10日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,791,163円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（19,025,414円）及び分配準備積立金（55,018,978円）より分配対象収益は75,835,555円（1万口当たり375.03円）であり、うち1,011,056円（1万口当たり5円）を分配金額としております。	（自2025年5月13日 至2025年6月10日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,999,567円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（18,729,978円）及び分配準備積立金（62,460,350円）より分配対象収益は83,189,895円（1万口当たり418.50円）であり、うち993,883円（1万口当たり5円）を分配金額としております。
（自2024年12月11日 至2025年1月10日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（3,590,872円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（18,984,480円）及び分配準備積立金（55,661,879円）より分配対象収益は78,237,231円（1万口当たり387.83円）であり、うち1,008,646円（1万口当たり5円）を分配金額としております。	（自2025年6月11日 至2025年7月10日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（3,767,077円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（18,641,209円）及び分配準備積立金（63,143,583円）より分配対象収益は85,551,869円（1万口当たり432.55円）であり、うち988,908円（1万口当たり5円）を分配金額としております。

2. 委託費用	信託財産の運用の指図にかかわる権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 （注）当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額になっております。 3,482,670円	信託財産の運用の指図にかかわる権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 （注）当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額になっております。 3,347,252円
---------	---	---

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 2024年7月11日 至 2025年1月10日	当期 自 2025年1月11日 至 2025年7月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 2025年1月10日現在	当期 2025年7月10日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左

2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 2025年1月10日現在	当期 2025年7月10日現在
	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	15,232,543	33,654,776
合計	15,232,543	33,654,776

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	前期 2025年1月10日現在	当期 2025年7月10日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.7066円 (7,066円)	0.7003円 (7,003円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

2025年7月10日現在

種類	銘柄	券面総額 （円）	評価額 （円）	備考
親投資信託受益証券	ルームス・グローバル債券マ ザーファンド	675,798,709	1,375,453,112	

親投資信託受益証券 合計	675,798,709	1,375,453,112	
合計		1,375,453,112	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「ルーマス・グローバル債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

同親投資信託の状況は以下の通りであります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

ルーマス・グローバル債券マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

2025年7月10日現在	
資産の部	
流動資産	
預金	22,120,574
コール・ローン	1,565,236
国債証券	845,074,575
地方債証券	44,198,173
特殊債券	79,892,123
社債券	369,857,220
未収入金	66,569,931
未収利息	10,846,179
前払費用	1,945,541
流動資産合計	1,442,069,552
資産合計	1,442,069,552
負債の部	
流動負債	
未払金	66,583,945
流動負債合計	66,583,945
負債合計	66,583,945
純資産の部	
元本等	
元本	675,798,709
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	699,686,898
元本等合計	1,375,485,607
純資産合計	1,375,485,607
負債純資産合計	1,442,069,552

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2025年1月11日 至 2025年7月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2025年7月10日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	692,388,293円
同期中追加設定元本額	- 円
同期中一部解約元本額	16,589,584円
元本の内訳	
ファンド名	
ルーミス・グローバル債券ファンド（毎月決算型）	675,798,709円
計	675,798,709円
2. 受益権の総数	675,798,709口

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2025年1月11日 至 2025年7月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年7月10日現在
----	--------------

1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2025年7月10日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
国債証券	5,931,955
地方債証券	80,269
特殊債券	1,337,397
社債券	7,893,829
合計	15,243,450

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	2025年7月10日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	2.0353円 (20,353円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

2025年7月10日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	REPUBLIC OF CHILE 2.45 01/31/31	200,000.000	178,102.560	
		US T N/B 1.375 12/31/28	295,000.000	271,555.560	
		US T N/B 1.625 11/15/50	125,000.000	65,002.430	
		US T N/B 1.75 08/15/41	435,000.000	286,139.930	
		US T N/B 1.875 02/15/51	130,000.000	72,068.750	

	US T N/B 2.75 07/31/27	610,000.000	596,739.630	
	US T N/B 2.75 08/15/32	95,000.000	87,008.490	
	US T N/B 3.0 05/15/45	115,000.000	87,197.850	
	US T N/B 3.75 06/30/30	350,000.000	347,210.930	
	US T N/B 4.5 11/15/54	35,000.000	32,941.010	
	US T N/B 4.625 02/15/35	445,000.000	455,394.900	
アメリカ・ドル 小計		2,835,000.000 (413,598,150)	2,479,362.040 (361,714,128)	
イギリス・ボンド	UK TREASURY 4.125 01/29/27	5,000.000	5,017.680	
	UK TREASURY 4.25 07/31/34	20,000.000	19,587.120	
	UK TREASURY 4.375 03/07/30	105,000.000	106,497.300	
	UK TREASURY 4.375 07/31/54	80,000.000	67,908.640	
イギリス・ボンド 小計		210,000.000 (41,693,400)	199,010.740 (39,511,592)	
インドネシア・ルピア	INDONESIA GOV'T 6.625 02/15/34	675,000,000.000	678,616,920.000	
インドネシア・ルピア 小計		675,000,000.000 (6,075,000)	678,616,920.000 (6,107,552)	
カナダ・ドル	CANADA 2.75 03/01/30	70,000.000	69,505.550	
	CANADA 3.25 06/01/35	40,000.000	39,596.480	
カナダ・ドル 小計		110,000.000 (11,733,700)	109,102.030 (11,637,914)	
コロンビア・ペソ	TITULOS DE TESORERIA 7.5 08/26/26	218,800,000.000	215,296,861.020	
コロンビア・ペソ 小計		218,800,000.000 (7,960,382)	215,296,861.020 (7,832,930)	
シンガポール・ドル	SINGAPORE 3.5 03/01/27	255,000.000	262,313.400	
シンガポール・ドル 小計		255,000.000 (29,087,850)	262,313.400 (29,922,090)	
スウェーデン・クローナ	SWEDEN 0.125 05/12/31	420,000.000	377,063.400	
	SWEDEN 0.75 05/12/28	920,000.000	894,562.000	
スウェーデン・クローナ 小計		1,340,000.000 (20,569,000)	1,271,625.400 (19,519,450)	
タイ・バーツ	THAILAND 1.6 12/17/29	1,460,000.000	1,472,479.050	
タイ・バーツ 小計		1,460,000.000 (6,540,800)	1,472,479.050 (6,596,706)	
ニュージーランド・ドル	NEW ZEALAND 4.5 04/15/27	20,000.000	20,408.440	
ニュージーランド・ドル 小計		20,000.000 (1,753,000)	20,408.440 (1,788,800)	
ノルウェー・クローネ	NORWAY 1.375 08/19/30	145,000.000	129,763.530	
ノルウェー・クローネ 小計		145,000.000 (2,096,700)	129,763.530 (1,876,381)	

ハンガリー・ フォリント	HUNGARY 3.0 08/21/30	7,800,000.000	6,674,370.220	
ハンガリー・フォリント 小計		7,800,000.000 (3,354,000)	6,674,370.220 (2,869,979)	
ブラジル・レアル	BRAZIL NTN 01/01/31	896,000.000	778,068.290	
ブラジル・レアル 小計		896,000.000 (23,444,646)	778,068.290 (20,358,857)	
ポーランド・ズロチ	POLAND 2.5 07/25/26	70,000.000	68,802.970	
ポーランド・ズロチ 小計		70,000.000 (2,825,900)	68,802.970 (2,777,576)	
マレーシア・リングギット	MALAYSIA 3.892 03/15/27	630,000.000	639,380.510	
	MALAYSIA 3.906 07/15/26	465,000.000	469,574.150	
マレーシア・リングギット 小計		1,095,000.000 (37,626,938)	1,108,954.660 (38,106,455)	
メキシコ・ペソ	MEXICAN BONDS 8.5 05/31/29	450,200.000	448,563.820	
メキシコ・ペソ 小計		450,200.000 (3,531,729)	448,563.820 (3,518,893)	
ユーロ	BUNDESOBL 2.4 04/18/30	60,000.000	60,573.000	
	BUNDESSCHAT 1.7 06/10/27	390,000.000	388,744.200	
	DEUTSCHLAND 0.0 08/15/52	250,000.000	109,575.000	
	DEUTSCHLAND 2.3 02/15/33	80,000.000	79,164.000	
	FRANCE OAT 0.5 06/25/44	50,000.000	27,747.340	
	FRANCE OAT 2.5 09/24/26	40,000.000	40,297.040	
	FRANCE OAT 3.2 05/25/35	265,000.000	261,773.810	
	IRISH 0.0 10/18/31	30,000.000	25,590.960	
	IRISH 1.0 05/15/26	55,000.000	54,588.110	
	ITALY BTPS 3.85 07/01/34	155,000.000	160,905.500	
	SPAIN 2.7 10/31/48	20,000.000	16,308.810	
	SPAIN 3.15 04/30/35	195,000.000	193,775.880	
	SPAIN 3.5 05/31/29	10,000.000	10,413.830	
ユーロ 小計		1,600,000.000 (273,968,000)	1,429,457.480 (244,766,004)	
韓国・ウォン	KOREA TREASURY BOND 1.375 12/10/29	202,000,000.000	191,406,128.180	
	KOREA TREASURY BOND 4.125 12/10/33	147,080,000.000	160,774,148.140	
韓国・ウォン 小計		349,080,000.000 (37,177,020)	352,180,276.320 (37,507,199)	
南アフリカ・ランド	SOUTH AFRICA 8.875 02/28/35	1,120,000.000	1,055,063.200	
南アフリカ・ランド 小計		1,120,000.000 (9,195,200)	1,055,063.200 (8,662,069)	
国債証券 合計		932,231,414.460 (932,231,414)	845,074,575 (845,074,575)	
地方債証券	オーストラリア・ドル	NEW S WALES TREASURY CRP 3.0 02/20/30	140,000.000	134,519.000

		QUEENSLAND 2.75 08/20/27	135,000.000	132,871.050	
	オーストラリア・ドル	小計	275,000.000 (26,270,750)	267,390.050 (25,543,771)	
	カナダ・ドル	ONTARIO (PROVINCE OF) 1.9 12/02/51	175,000.000	104,688.110	
	カナダ・ドル	小計	175,000.000 (18,667,250)	104,688.110 (11,167,081)	
	ユーロ	COMMUNITY OF MADRID SPA I 2.398 06/02/31	45,000.000	43,726.690	
	ユーロ	小計	45,000.000 (7,705,350)	43,726.690 (7,487,321)	
地方債証券 合計			52,643,350 (52,643,350)	44,198,173 (44,198,173)	
特殊債券	カナダ・ドル	IBRD 1.2 07/22/26	150,000.000	147,779.320	
	カナダ・ドル	小計	150,000.000 (16,000,500)	147,779.320 (15,763,620)	
	ユーロ	BANCO SANTANDER SA 0.1 02/27/32	100,000.000	83,655.150	
		COOPERATIEVE RABOBANK UA 0.0 06/21/27	100,000.000	96,143.730	
		EUROPEAN UNION 1.0 07/06/32	90,000.000	80,097.370	
		KFW 0.25 09/15/25	115,000.000	114,620.500	
	ユーロ	小計	405,000.000 (69,348,150)	374,516.750 (64,128,503)	
特殊債券 合計			85,348,650 (85,348,650)	79,892,123 (79,892,123)	
社債券	アメリカ・ドル	ANHEUSER-BUSCH CO/INBEV 4.7 02/01/36	25,000.000	24,244.850	
		ANHEUSER-BUSCH CO/INBEV 4.9 02/01/46	20,000.000	18,220.300	
		ANHEUSER-BUSCH INBEV WOR 8.2 01/15/39	15,000.000	18,919.950	
		AT&T 3.65 06/01/51	40,000.000	28,177.490	
		AT&T 5.4 02/15/34	25,000.000	25,570.450	
		AT&T 6.05 08/15/56	20,000.000	20,263.210	
		AT&T INC 4.5 05/15/35	20,000.000	18,974.240	
		BANK OF AMERICA CORP 04/25/34	70,000.000	71,006.270	
		BOEING CO 5.805 05/01/50	30,000.000	28,549.920	
		BOEING CO/THE 6.528 05/01/34	15,000.000	16,254.340	
		BROADCOM INC 3.137 11/15/35	15,000.000	12,563.830	
		BROADCOM INC 3.469 04/15/34	25,000.000	22,168.320	
		BROADCOM INC 4.8 10/15/34	10,000.000	9,806.170	
		BROADCOM INC 5.15 11/15/31	25,000.000	25,614.770	

CANADIAN NATL RESOURCES 5.4 12/15/34	15,000.000	14,860.250	
CANADIAN NATL RESOURCES 6.25 03/15/38	10,000.000	10,349.330	
CF INDUSTRIES INC 4.95 06/01/43	5,000.000	4,412.690	
CF INDUSTRIES INC 5.15 03/15/34	10,000.000	9,914.320	
CF INDUSTRIES INC 5.375 03/15/44	10,000.000	9,256.300	
CHARTER COMM OPT LLC/CAP 3.7 04/01/51	10,000.000	6,571.420	
CITIGROUP INC 11/17/33	10,000.000	10,687.810	
CIVITAS RESOURCES INC 8.625 11/01/30	5,000.000	5,117.420	
CIVITAS RESOURCES INC 8.75 07/01/31	25,000.000	25,451.750	
COMCAST CORP 2.937 11/01/56	10,000.000	5,813.900	
CONTINENTAL RESOURCES 2.875 04/01/32	20,000.000	16,842.490	
CONTINENTAL RESOURCES 5.75 01/15/31	25,000.000	25,241.200	
CVS HEALTH CORP 2.125 09/15/31	50,000.000	42,549.100	
CVS HEALTH CORP 3.25 08/15/29	30,000.000	28,430.630	
DIAMONDBACK ENERGY INC 5.4 04/18/34	20,000.000	19,987.530	
DIAMONDBACK ENERGY INC 5.55 04/01/35	5,000.000	5,018.760	
DIAMONDBACK ENERGY INC 6.25 03/15/33	15,000.000	15,917.710	
ENERGY TRANSFER LP 5.95 05/15/54	25,000.000	23,512.050	
FORD FOUNDATION/THE 3.859 06/01/47	65,000.000	50,314.930	
FREEPORT-MCMORAN INC 4.25 03/01/30	20,000.000	19,529.860	
FREEPORT-MCMORAN INC 5.4 11/14/34	20,000.000	20,202.460	
GATX CORP 6.05 03/15/34	10,000.000	10,546.590	
GLENCORE FUNDING LLC 2.5 09/01/30	5,000.000	4,490.900	
GLENCORE FUNDING LLC 2.625 09/23/31	30,000.000	26,239.280	
GLENCORE FUNDING LLC 5.186 04/01/30	15,000.000	15,256.130	
GLENCORE FUNDING LLC 5.673 04/01/35	15,000.000	15,234.190	

GLENCORE FUNDING LLC 5.7 05/08/33	15,000.000	15,473.200	
GLENCORE FUNDING LLC 6.5 10/06/33	10,000.000	10,807.560	
GOLDMAN SACHS GROUP INC 01/28/36	10,000.000	10,188.520	
GREAT-WEST LIFECO FINANC 4.15 06/03/47	25,000.000	19,787.420	
HCA INC 3.5 07/15/51	5,000.000	3,284.280	
HCA INC 3.625 03/15/32	65,000.000	59,761.840	
HCA INC 5.5 06/01/33	20,000.000	20,398.010	
HYUNDAI CAPITAL AMERICA 5.4 06/24/31	15,000.000	15,285.210	
IRON MOUNTAIN INC 5.25 07/15/30	15,000.000	14,747.550	
JPMORGAN CHASE & CO 04/22/35	10,000.000	10,459.140	
JPMORGAN CHASE & CO 06/01/34	25,000.000	25,602.330	
JPMORGAN CHASE & CO 07/22/35	30,000.000	30,334.500	
MICRON TECHNOLOGY INC 6.05 11/01/35	5,000.000	5,205.780	
MORGAN STANLEY 01/18/35	35,000.000	35,648.130	
MORGAN STANLEY 04/21/34	25,000.000	25,307.490	
NETFLIX INC 5.4 08/15/54	25,000.000	24,367.270	
NEW YORK LIFE INSURANCE 3.75 05/15/50	30,000.000	21,889.510	
ONCOR ELECTRIC DELIVERY 5.55 06/15/54	35,000.000	33,701.840	
ONEOK INC 4.75 10/15/31	15,000.000	14,794.260	
ONEOK INC 5.05 11/01/34	10,000.000	9,684.420	
ORACLE CORP 4.7 09/27/34	40,000.000	38,487.350	
OVINTIV INC 6.25 07/15/33	15,000.000	15,422.540	
OVINTIV INC 6.5 08/15/34	11,000.000	11,414.370	
OVINTIV INC 7.375 11/01/31	10,000.000	10,906.020	
RIO TINTO FIN USA PLC 5.25 03/14/35	65,000.000	65,675.420	
ROCKETMTGE CO-ISSUER INC 4.0 10/15/33	10,000.000	8,868.110	
SM ENERGY CO 7.0 08/01/32	30,000.000	29,501.220	
STEEL DYNAMICS INC 5.25 05/15/35	50,000.000	49,906.610	
T-MOBILE USA INC 3.3 02/15/51	15,000.000	9,871.060	
T-MOBILE USA INC 3.4 10/15/52	20,000.000	13,296.180	

	T-MOBILE USA INC 3.875 04/15/30	35,000.000	33,877.390	
	T-MOBILE USA INC 4.7 01/15/35	15,000.000	14,469.550	
	T-MOBILE USA INC 4.75 02/01/28	55,000.000	55,050.100	
	T-MOBILE USA INC 5.05 07/15/33	45,000.000	45,026.600	
	TOLL BROS FINANCE CORP 4.35 02/15/28	50,000.000	49,702.280	
	UNITED AIR 2016-1 B PTT 3.65 01/07/26	16,093.750	15,899.010	
	UNITED AIR 2016-2 B PTT 3.65 10/07/25	30,399.310	30,202.960	
	UNITEDHEALTH GROUP INC 4.5 04/15/33	10,000.000	9,683.470	
	UNITEDHEALTH GROUP INC 5.0 04/15/34	15,000.000	14,892.150	
	UNITEDHEALTH GROUP INC 5.05 04/15/53	15,000.000	13,277.070	
	UNITEDHEALTH GROUP INC 5.15 07/15/34	15,000.000	15,042.150	
	UNITEDHEALTH GROUP INC 5.375 04/15/54	15,000.000	13,878.700	
	VERIZON COMMUNICATIONS 2.355 03/15/32	55,000.000	47,260.190	
	VERIZON COMMUNICATIONS 2.85 09/03/41	10,000.000	7,074.000	
	VERIZON COMMUNICATIONS 3.55 03/22/51	30,000.000	21,405.390	
	VMWARE INC 2.2 08/15/31	30,000.000	25,944.060	
	WELLS FARGO & COMPANY 07/25/34	30,000.000	30,814.840	
	WELLS FARGO & COMPANY 12/03/35	15,000.000	14,978.720	
アメリカ・ドル 小計		2,012,493.060 (293,602,613)	1,900,638.880 (277,284,206)	
イギリス・ポンド	COOPERATIEVE RABOBANK UA 5.25 05/23/41	35,000.000	33,881.380	
	ENEL SPA 5.75 06/22/37	50,000.000	49,566.560	
イギリス・ポンド 小計		85,000.000 (16,875,900)	83,447.940 (16,567,754)	
スイス・フラン	GOLDMAN SACHS GROUP INC 1.0 11/24/25	95,000.000	95,284.430	
スイス・フラン 小計		95,000.000 (17,483,800)	95,284.430 (17,536,146)	
ユーロ	AIB GROUP PLC 02/16/29	100,000.000	107,980.770	
	CREDIT SUISSE GROUP AG 01/14/28	130,000.000	126,425.000	
	DANSKE BANK A/S 06/21/30	100,000.000	107,059.590	

	ユーロ 小計	330,000.000 (56,505,900)	341,465.360 (58,469,114)	
社債券	合計	384,468,212.523 (384,468,213)	369,857,220 (369,857,220)	
合計			1,339,022,091 (1,339,022,091)	

（注）

- 1．各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。
- 2．合計欄における（ ）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
- 3．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率 (%)	有価証券の合計金額に 対する比率 (%)
アメリカ・ドル	国債証券 11銘柄	26.30	47.72
	社債券 88銘柄	20.16	
イギリス・ポンド	国債証券 4銘柄	2.87	4.19
	社債券 2銘柄	1.20	
インドネシア・ルピア	国債証券 1銘柄	0.44	0.46
オーストラリア・ドル	地方債証券 2銘柄	1.86	1.91
カナダ・ドル	国債証券 2銘柄	0.85	2.88
	地方債証券 1銘柄	0.81	
	特殊債券 1銘柄	1.15	
コロンビア・ペソ	国債証券 1銘柄	0.57	0.58
シンガポール・ドル	国債証券 1銘柄	2.18	2.23
スイス・フラン	社債券 1銘柄	1.27	1.31
スウェーデン・クローナ	国債証券 2銘柄	1.42	1.46
タイ・バーツ	国債証券 1銘柄	0.48	0.49
ニュージーランド・ドル	国債証券 1銘柄	0.13	0.13
ノルウェー・クローネ	国債証券 1銘柄	0.14	0.14
ハンガリー・フォリント	国債証券 1銘柄	0.21	0.21
ブラジル・レアル	国債証券 1銘柄	1.48	1.52
ポーランド・ズロチ	国債証券 1銘柄	0.20	0.21
マレーシア・リンギット	国債証券 2銘柄	2.77	2.85
メキシコ・ペソ	国債証券 1銘柄	0.26	0.26
ユーロ	国債証券 13銘柄	17.79	27.99
	地方債証券 1銘柄	0.54	
	特殊債券 4銘柄	4.66	
	社債券 3銘柄	4.25	
韓国・ウォン	国債証券 2銘柄	2.73	2.80
南アフリカ・ランド	国債証券 1銘柄	0.63	0.65

（注）「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2025年7月31日現在

資産総額	1,404,347,124円
負債総額	1,331,211円
純資産総額（ - ）	1,403,015,913円
発行済数量	1,976,959,460口
1口当たり純資産額（ / ）	0.7097円

（参考）

ルーミス・グローバル債券マザーファンド

2025年7月31日現在

資産総額	1,395,241,200円
負債総額	0円
純資産総額（ - ）	1,395,241,200円
発行済数量	675,798,709口
1口当たり純資産額（ / ）	2.0646円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2)受益者等名簿

該当事項はありません。

(3)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4)受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6)受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に当たって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（2025年7月31日現在）

資本金の額	20億円
発行する株式総数	100,000株 (普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株)
発行済株式総数	40,000株 (普通株式24,490株、A種種類株式15,510株)
種類株式の発行が可能	

直近5カ年の資本金の増減：該当事項はありません。

（2）会社の機構（2025年7月31日現在）

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構

1.投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は原則として月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用担当部署の部長等で構成されます。

2.運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書

を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2025年7月31日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

基本的性格	本数	純資産総額（単位：円）
追加型公社債投資信託	26	1,591,323,913,596
追加型株式投資信託	756	18,016,616,437,025
単位型公社債投資信託	18	28,897,576,760
単位型株式投資信託	184	924,851,062,546
合計	984	20,561,688,989,927

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表の金額は、百万円未満の端数を切り捨てて記載しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第40期事業年度（自2024年4月1日至2025年3月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位：百万円）

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	41,183	40,201
有価証券	-	0
金銭の信託	28,143	31,340
未収委託者報酬	19,018	19,595
未収運用受託報酬	3,577	4,015
未収投資助言報酬	315	359
未収収益	6	11
前払費用	1,510	1,758
その他	2,088	2,106
流動資産計	95,843	99,390
固定資産		
有形固定資産	1,093	1,361
建物	1 918	1 841
器具備品	1 130	1 352
リース資産	1 5	1 3
建設仮勘定	39	163
無形固定資産	4,495	3,771
ソフトウェア	2,951	2,740
ソフトウェア仮勘定	1,543	1,030
電話加入権	0	0
投資その他の資産	8,935	9,039
投資有価証券	184	183
関係会社株式	4,447	4,037
長期差入保証金	768	760
繰延税金資産	3,406	3,842
その他	128	215
固定資産計	14,524	14,172
資産合計	110,368	113,562

（単位：百万円）

	第39期 （2024年3月31日現在）	第40期 （2025年3月31日現在）
（負債の部）		
流動負債		
預り金	1,982	227
リース債務	1	1
未払金	8,970	8,823
未払収益分配金	1	1
未払償還金	0	0
未払手数料	8,246	8,596
その他未払金	721	225
未払費用	8,616	9,265
未払法人税等	3,676	4,277
未払消費税等	1,497	1,606
賞与引当金	1,927	2,198
役員賞与引当金	52	60
流動負債計	26,725	26,462
固定負債		
リース債務	4	2
退職給付引当金	2,719	2,715
時効後支払損引当金	73	64
固定負債計	2,796	2,781
負債合計	29,521	29,244
（純資産の部）		
株主資本		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金	19,552	19,552
資本準備金	2,428	2,428
その他資本剰余金	17,124	17,124
利益剰余金	59,294	62,765
利益準備金	123	123
その他利益剰余金	59,170	62,642
別途積立金	31,680	31,680
繰越利益剰余金	27,490	30,962
株主資本計	80,846	84,318
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	0	0
評価・換算差額等計	0	0
純資産合計	80,846	84,318
負債・純資産合計	110,368	113,562

（２）【損益計算書】

（単位：百万円）

	第39期 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）		第40期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	
営業収益				
委託者報酬	102,113		112,281	
運用受託報酬	17,155		17,981	
投資助言報酬	2,211		2,374	
その他営業収益	26		30	
営業収益計		121,507		132,668
営業費用				
支払手数料	44,366		49,384	
広告宣伝費	329		401	
公告費	0		0	
調査費	35,468		39,013	
調査費	13,277		14,703	
委託調査費	22,190		24,309	
委託計算費	558		522	
営業雑経費	823		774	
通信費	36		38	
印刷費	598		538	
協会費	65		67	
諸会費	44		47	
支払販売手数料	78		81	
営業費用計		81,545		90,097
一般管理費				
給料	10,763		11,477	
役員報酬	164		181	
給料・手当	9,425		10,148	
賞与	1,173		1,147	
交際費	34		59	
寄付金	15		12	
旅費交通費	162		246	
租税公課	489		668	
不動産賃借料	1,030		1,085	
退職給付費用	412		421	
固定資産減価償却費	1,567		1,457	
福利厚生費	46		57	
修繕費	1		0	
賞与引当金繰入額	1,927		2,198	
役員賞与引当金繰入額	52		60	
機器リース料	0		0	
事務委託費	3,379		3,261	
事務用消耗品費	46		43	
器具備品費	3		2	
諸経費	240		313	
一般管理費計		20,172		21,366
営業利益		19,788		21,204

（単位：百万円）

	第39期 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）		第40期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	
営業外収益				
受取利息		4		12
受取配当金	1	899	1	450
時効成立分配金・償還金		0		0
雑収入		18		11
時効後支払損引当金戻入額		35		7
営業外収益計		959		482
営業外費用				
為替差損		19		39
金銭の信託運用損		1,008		329
早期割増退職金		6		6
雑損失		0		-
営業外費用計		1,034		374
経常利益		19,712		21,312
特別利益				
固定資産売却益		-	2	6
特別利益計		-		6
特別損失				
固定資産除却損		6		13
関係会社株式評価損		1,362		31
減損損失	3	231		-
関係会社清算損		-		25
特別損失計		1,601		70
税引前当期純利益		18,111		21,247
法人税、住民税及び事業税		5,769		7,356
法人税等調整額		510		435
法人税等合計		5,258		6,920
当期純利益		12,852		14,326

（ 3 ）【株主資本等変動計算書】

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	25,678	57,481	79,034
当期変動額									
剰余金の配当							11,040	11,040	11,040
当期純利益							12,852	12,852	12,852
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,812	1,812	1,812
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	27,490	59,294	80,846

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	0	0	79,034
当期変動額			
剰余金の配当			11,040
当期純利益			12,852
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	0	0	0
当期変動額合計	0	0	1,812
当期末残高	0	0	80,846

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	27,490	59,294	80,846
当期変動額									
剰余金の配当							10,855	10,855	10,855
当期純利益							14,326	14,326	14,326
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	3,471	3,471	3,471
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	30,962	62,765	84,318

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	0	0	80,846
当期変動額			
剰余金の配当			10,855
当期純利益			14,326
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	0	0	0
当期変動額合計	0	0	3,471
当期末残高	0	0	84,318

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 ... 8～18年 器具備品 ... 3～20年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年または10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 (1) 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 (2) 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回又は2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 (3) 投資助言報酬 投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年2回又は4回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 (4) 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。
----------------	---

（未適用の会計基準等）

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

（1） 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用权資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

（2） 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

（3） 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

注記事項**（貸借対照表関係）****1．有形固定資産の減価償却累計額**

（百万円）

	第39期 （2024年3月31日現在）	第40期 （2025年3月31日現在）
建物	630	740
器具備品	769	662
リース資産	3	5

（損益計算書関係）**1．各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は、次のとおりであります。**

（百万円）

	第39期 （自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日）	第40期 （自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日）
受取配当金	895	438

2. 固定資産売却益

固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	第39期 （自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日）	第40期 （自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日）
ソフトウェア	-	6

3．減損損失**第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）**

当社は、以下の資産について減損損失を計上しました。

（百万円）

場所	用途	種類	減損損失
本社	事業用資産	ソフトウェア仮勘定	231

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として事業別に資産をグルーピングしております。当社の資産運用業に係るソフトウェア開発計画の大幅な延期に伴い、当該計画に係るソフトウェア仮勘定について、回収可能額まで減額し、当該減少額231百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。なお、当該資産の回収可能額は使用価値により測定しており、使用価値については、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、備忘価額の1円として評価しております。

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当事業年度については、該当事項ありません。

（株主資本等変動計算書関係）**第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）****1．発行済株式の種類及び総数に関する事項**

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,490	-	-	24,490
A種種類株式	15,510	-	-	15,510
合計	40,000	-	-	40,000

２．配当に関する事項

（１）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
2023年6月16日 定時株主総会	普通株式	11,040	276,000	2023年3月31日	2023年6月19日
	A種種類 株式				

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当 額（円）	基準日	効力発生（予定）日
2024年6月17日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	10,280	257,000	2024年3月31日	2024年6月18日
	A種種 類株式					

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,490	-	-	24,490
A種種類株式	15,510	-	-	15,510
合計	40,000	-	-	40,000

２．配当に関する事項

（１）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金（財 産）の総額 （百万円）	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
2024年3月15日 みなし株主総会	普通 株式	575	14,390	2024年4月1日	2024年4月1日
	A種種類 株式				
2024年6月17日 定時株主総会	普通株式	10,280	257,000	2024年3月31日	2024年6月18日
	A種種類 株式				

会社法第319条第1項に基づき、2024年3月15日に決議があったものとみなされた株主総会での配当決議は当社の子会社であったAsset Management One USA Inc.（以下「AM-One USA」という）の全株式の現物配当であります。

本現物配当は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）の子会社である米州みずほLLC（以下「米州みずほ」という）が、2024年10月1日に米国外国銀行規制上の中間持株会社へ移行することに伴う規制上の対応として実施したものです。

当社が100%保有していたAM-One USAの議決権は、本現物配当後、米州みずほが議決権の51%を、第一生命ホールディングス株式会社（以下「DL」という）が議決権の49%をそれぞれ保有します。当社を通じてMHFGとDLが間接的に保有していたAM-One USA株式の議決権比率と同等となります。

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
2025年6月16日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生（予定）日
2025年6月16日 定時株主総会	普通株式 A種種類株式	利益 剰余金	11,440	286,000	2025年3月31日	2025年6月17日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引）を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に其他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第39期（2024年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
(1) 金銭の信託	28,143	28,143	-
(2) 投資有価証券 其他有価証券	1	1	-
資産計	28,145	28,145	-

第40期（2025年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
(1) 有価証券	0	0	-
(2) 金銭の信託	31,340	31,340	-
(3) 投資有価証券 其他有価証券	0	0	-
資産計	31,342	31,342	-

（注1）現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（注2）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第39期（2024年3月31日現在）

	1年以内 （百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
(1) 現金・預金	41,183	-	-	-
(2) 金銭の信託	28,143	-	-	-
(3) 未収委託者報酬	19,018	-	-	-
(4) 未収運用受託報酬	3,577	-	-	-
(5) 投資有価証券 其他有価証券(投資信託)	-	1	-	-
合計	91,923	1	-	-

第40期（2025年3月31日現在）

	1年以内 （百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
（1）現金・預金	40,201	-	-	-
（2）有価証券	0	-	-	-
（3）金銭の信託	31,340	-	-	-
（4）未収委託者報酬	19,595	-	-	-
（5）未収運用受託報酬	4,015	-	-	-
（6）投資有価証券 其他有価証券(投資信託)	-	0	-	-
合計	95,154	0	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

第39期（2024年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
（1）金銭の信託	-	28,143	-	28,143
（2）投資有価証券 其他有価証券	-	1	-	1
資産計	-	28,145	-	28,145

第40期（2025年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
（1）有価証券	-	0	-	0
（2）金銭の信託	-	31,340	-	31,340
（3）投資有価証券 其他有価証券	-	0	-	0
資産計	-	31,342	-	31,342

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券

有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（預金・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

（注2）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。
これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日）第5項に従い、2．金融商品の時価等に関する事項及び3．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

(百万円)

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
投資有価証券（其他有価証券）		
非上場株式	182	182
関係会社株式		
非上場株式	4,447	4,037

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（第39期の貸借対照表計上額4,447百万円、第40期の貸借対照表計上額4,037百万円）については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

2. その他有価証券

第39期（2024年3月31日現在）

（百万円）

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	1	2	0
小計	1	2	0
合計	1	2	0

（注）非上場株式（貸借対照表計上額182百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

第40期（2025年3月31日現在）

（百万円）

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	1	2	0
小計	1	2	0
合計	1	2	0

（注）非上場株式（貸借対照表計上額182百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

3. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について1,362百万円（関係会社株式1,362百万円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について31百万円（関係会社株式31百万円）減損処理を行っております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります）を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（百万円）

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,698	2,760
勤務費用	296	299
利息費用	2	2
数理計算上の差異の発生額	9	18
退職給付の支払額	246	321
退職給付債務の期末残高	2,760	2,759

（2）退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（百万円）

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
非積立型制度の退職給付債務	2,760	2,759
未積立退職給付債務	2,760	2,759
未認識数理計算上の差異	40	44
未認識過去勤務費用	0	0
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,719	2,715
退職給付引当金	2,719	2,715
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,719	2,715

（3）退職給付費用及びその内訳項目の金額

（百万円）

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
勤務費用	296	299
利息費用	2	2
数理計算上の差異の費用処理額	13	14
過去勤務費用の費用処理額	0	0
その他	4	4
確定給付制度に係る退職給付費用	307	312

（注）上記退職給付費用以外に早期割増退職金として、前事業年度において6百万円、当事業年度において6百万円を営業外費用に計上しております。

（4）数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
割引率	0.09%	0.09%
予想昇給率	1.00%～3.56%	1.00%～3.56%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度104百万円、当事業年度108百万円であります。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
	(百万円)	(百万円)
繰延税金資産		
未払事業税	195	259
未払事業所税	9	10
賞与引当金	590	673
未払法定福利費	98	106
運用受託報酬	351	555
資産除去債務	17	20
減価償却超過額（一括償却資産）	12	5
減価償却超過額	91	66
繰延資産償却超過額（税法上）	331	407
退職給付引当金	832	855
時効後支払損引当金	22	20
ゴルフ会員権評価損	6	2
関係会社株式評価損	761	774
投資有価証券評価損	4	4
減損損失	70	73
その他	8	6
その他有価証券評価差額金	0	0
繰延税金資産合計	3,406	3,842
繰延税金負債		
繰延税金負債合計	-	-
繰延税金資産の純額	3,406	3,842

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
法定実効税率	30.62 %	30.62 %
（調整）		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	1.44 %	0.64 %
税制非適格現物配当益金算入項目	-	3.56 %
税率変更による影響	-	0.18 %
その他	0.14 %	0.79 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.04 %	32.57 %

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

税法の改正に伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産が37百万円増加し、法人税等調整額が37百万円減少しております。

（企業結合等関係）

（取得による企業結合）

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

2. 企業結合日

2016年10月1日

3. 企業結合の方法

MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM （存続会社）	MHAM （消滅会社）
合併比率（*）	1	0.0154

（*）普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないIA種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10．会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、「3．企業結合の方法」の吸収合併及びの吸収分割については共通支配下の取引として処理し、の吸収合併については逆取得として処理しております。

11．被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	MHAMの普通株式	144,212百万円
取得原価		144,212百万円

(2) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれん	金額	76,224百万円
b. 発生原因	被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。	
c. のれんの償却方法及び償却期間		20年間の均等償却

(3) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額	資産合計	40,451百万円
	うち現金・預金	11,605百万円
	うち金銭の信託	11,792百万円
b. 負債の額	負債合計	9,256百万円
	うち未払手数料及び未払費用	4,539百万円

(注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(4) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額	53,030百万円
b. 主要な種類別の内訳	
顧客関連資産	53,030百万円
c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間	
顧客関連資産	16.9年

12．被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
流動資産	- 百万円	- 百万円
固定資産	60,761百万円	53,066百万円
資産合計	60,761百万円	53,066百万円
流動負債	- 百万円	- 百万円
固定負債	1,957百万円	561百万円
負債合計	1,957百万円	561百万円
純資産	58,804百万円	52,505百万円
(注) 固定資産及び資産合計には、のれん及び顧客関連資産の金額が含まれております。		
のれん	47,640百万円	43,829百万円
顧客関連資産	17,109百万円	13,661百万円

(2) 損益計算書項目

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業収益	- 百万円	- 百万円
営業利益	7,649百万円	7,259百万円
経常利益	7,649百万円	7,259百万円
税引前当期純利益	7,649百万円	7,259百万円
当期純利益	6,474百万円	6,298百万円
1株当たり当期純利益	161,850円28銭	157,468円47銭
(注) 営業利益には、のれん及び顧客関連資産の償却額が含まれております。		
のれんの償却額	3,811百万円	3,811百万円
顧客関連資産の償却額	3,837百万円	3,447百万円

(共通支配下の取引等)

当社は、2024年4月1日に株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という。親会社）及び第一生命ホールディングス株式会社（その他の関係会社）へ以下の現物配当を行いました。

1. 取引の概要

(1) 取引内容

Asset Management One USA Inc.(当社の子会社)株式の現物配当

(2) 効力発生日

2024年4月1日

(3) 取引の総額

575百万円

(4) その他取引の概要に関する事項

本現物配当は、MHFGの子会社である米州みずほLLCが、2024年10月1日に米国外国銀行規制上の中間持株会社へ移行することに伴う規制上の対応として実施したものです。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成31年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

（資産除去債務関係）

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（収益認識関係）

1. 収益の分解情報

収益の構成は次の通りです。

	第39期 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	第40期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
委託者報酬	102,113百万円	111,988百万円
運用受託報酬	15,156百万円	16,520百万円
投資助言報酬	2,211百万円	2,374百万円
成功報酬（注）	1,999百万円	1,754百万円
その他営業収益	26百万円	30百万円
合計	121,507百万円	132,668百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬及び運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

（セグメント情報等）

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）及び第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（1）サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（持分法損益等）

当社はPayPayアセットマネジメント株式会社の株式を取得し持分法適用関連会社としておりますが、重要性が乏しいため、関連会社に対する投資の金額等の記載を省略しております。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

（1）親会社及び法人主要株主等

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当はありません。

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は 出資金	事業 の 内容 又は 職業	議決権 等の 所有 (被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の 兼任等	事業上 の 関係				
親会社	株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区	22,567億円	持株会社	(被所有) 直接 51%	-	持株会社	現物配当	402	-	-
その他の関係会社	第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区	3,443億円	持株会社	(被所有) 直接 49%	-	持株会社	現物配当	172	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）現物配当の詳細については、（株主資本等変動計算書関係）2. 配当に関する事項及び（企業結合等関係）（共通支配下の取引等）に記載しております。

（2）子会社及び関連会社等

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当はありません。

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当はありません。

（3）兄弟会社等

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は 出資金	事業 の 内容 又は 職業	議決権 等の 所有 (被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の 兼任等	事業上 の 関係				
親会社の	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	14,040億円	銀行業	-	-	当社設定投資信託の販売	投資信託の 販売代行手 数料	8,140	未払 手数料	1,870
子会社	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	1,251億円	証券業	-	-	当社設定投資信託の販売	投資信託の 販売代行手 数料	16,655	未払 手数料	3,137

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

（注2）上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は 出資金	事業 の 内容 又は 職 業	議決権 等の 所有 (被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の 兼 任 等	事業上 の 関係				
親会 社の 子会 社	株式会社 みずほ銀 行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行 業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	9,048	未払 手数料	1,976
	みずほ証 券株式会 社	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券 業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	20,086	未払 手数料	3,306

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

（注2）上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

（東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

（2）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません

（1株当たり情報）

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	2,021,173円74銭	2,107,956円73銭
1株当たり当期純利益金額	321,310円79銭	358,173円51銭

（注1）潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

（注2）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益金額	12,852百万円	14,326百万円
普通株主及び普通株主と同等の株 主に帰属しない金額	-	-
普通株式及び普通株式と同等の株 式に係る当期純利益金額	12,852百万円	14,326百万円
普通株式及び普通株式と同等の株 式の期中平均株式数	40,000株	40,000株
（うち普通株式）	(24,490株)	(24,490株)
（うちA種種類株式）	(15,510株)	(15,510株)

（注1）A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（1）定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

委託会社は2024年12月25日付でPayPayアセットマネジメント株式会社が実施した第三者割当増資を引き受け、同社への出資比率が23.4%から49.9%に引き上がりました。

委託会社は2025年5月14日付で100%子会社であるAsset Management One Singapore Pte. Ltd. を清算しました。

（2）訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
資本金の額	324,279百万円（2025年3月末日現在）
事業の内容	日本において銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の通りです。

名 称	資本金の額 (単位:百万円)	事 業 の 内 容
みずほ証券株式会社（１）	125,167	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

（注）資本金の額は2025年3月末日現在

（１）新規の取得のお申込みのお取扱いを行っておりません。

(3) 投資顧問会社

名称	ルーマス・セイレス・アンド・カンパニー・エル・ピー
資本金の額	200,519千米ドル（2024年12月末日現在）
事業の内容	米国において投資顧問業および投資信託業務を行っています。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産を保管・管理し、受益権設定にかかる振替機関への通知等を行います。

(2) 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

(3) 投資顧問会社

当ファンドが主要投資対象とするルーマス・グローバル債券マザーファンドにおいて、委託会社から運用の指図に関する権限の一部（円の余資運用以外の運用の指図に関する権限）の委託を受け、信託財産の運用の指図を行います。

3【資本関係】

該当事項はありません。

持株比率５％以上を記載します。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類を提出いたしました。

提出年月日	提出書類
2025年1月27日	臨時報告書
2025年4月10日	有価証券報告書
2025年4月10日	有価証券届出書
2025年4月24日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 稲 葉 宏 和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注１）上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

（注２）XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2025年9月12日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 森重俊寛
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているルーミス・グローバル債券ファンド（毎月決算型）の2025年1月11日から2025年7月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ルーミス・グローバル債券ファンド（毎月決算型）の2025年7月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注１）上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

（注２）XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。